

## 平成27年第5回那珂川町議会定例会

### 議事日程(第2号)

平成27年12月4日(金曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 1号 平成28年1月1日から同年12月31日までの間における那珂川町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例の制定について (町長提出)
- 日程第 3 議案第 2号 那珂川町課設置条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 4 議案第 3号 那珂川町税条例等の一部改正について (町長提出)
- 日程第 5 議案第 4号 平成27年度那珂川町一般会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第 6 議案第 5号 平成27年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第 7 議案第 6号 平成27年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第 8 議案第 7号 平成27年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第 9 議案第 8号 平成27年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第10 議案第 9号 平成27年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第11 議案第10号 那珂川町青少年旅行村「那珂川グリーンヒル」に係る指定管理者の指定について (町長提出)
- 日程第12 議案第11号 南那須地区広域行政事務組合同規約の変更について (町長提出)
- 日程第13 議案第12号 南那須地区広域行政事務組合同規約の変更に伴う財産処分について (町長提出)

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（14名）

1番	鈴木 繁 君	3番	石川 和美 君
4番	佐藤 信親 君	5番	益子 輝夫 君
6番	大森 富夫 君	7番	塚田 秀知 君
8番	益子 明美 君	9番	岩村 文郎 君
10番	川上 要一 君	11番	阿久津 武之 君
12番	橋本 操 君	13番	石田 彬良 君
14番	小川 洋一 君	15番	大金 市美 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	福島 泰夫 君	教 育 長	小川 浩子 君
会計管理者 兼会計課長	田村 正水 君	総務課長	橋本 民夫 君
企画財政課長	佐藤 美彦 君	税務課長	薄井 健一 君
住民生活課長	鈴木 真也 君	環境総合推進 室 長	鈴木 雄一 君
健康福祉課長	小川 一好 君	建設課長	秋元 彦丈 君
農林振興課長	穴山 喜一郎 君	商工観光課長	坂尾 一美 君
総合窓口課長	稲澤 正広 君	上下水道課長	田代 喜好 君
農業委員会 事務局 長	藤田 悦子 君	学校教育課長	長谷川 幸子 君
生涯学習課長	笹沼 公一 君		

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長	板橋 了寿	書 記	岩村 房行
書 記	加藤 啓子	書 記	藤田 善久

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（大安市美君） ただいまの出席議員は14名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（大安市美君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。
- 

◎一般質問

- 議長（大安市美君） 日程第1、一般質問を行います。
- 

◇ 益 子 輝 夫 君

- 議長（大安市美君） 5番、益子輝夫君の質問を許可いたします。

益子輝夫君。

〔5番 益子輝夫君登壇〕

- 5番（益子輝夫君） 改めまして、おはようございます。

ご苦労さまです。日本共産党の益子輝夫でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、一般質問を始めたいと思います。町長を初め、執行部の皆さんには、具体的にわかりやすい答弁をお願いしたいというふうに思います。

私は、きょうの一般質問は大きく分けて3つに分かれております。

まず1つ目は、環太平洋連携協定によるTPPの問題、2つ目は、子ども・子育て新制度

での認定保育について、3つ目は、新庁舎での木材使用についての3点をお伺いしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

まず、環太平洋連携協定、TPPの大筋合意と今後の町政に対する町長の政治姿勢についてということでお伺いしたいと思います。

昨日、大森議員が同じようなTPPの問題で質問をしましたが、私はできるだけ重ならないように質問をしたいので、よろしく願いしたいというふうに思います。

皆さんもおわかりだと思いますが、政府は日米など12カ国環太平洋連携協定、TPPの大筋合意を発表しましたが、当町の農業や商工業に与える影響ははかり知れないものがあるのではないかと思います。経済的にも17年になると、消費税がまた上がります。それと、マイナンバー制度の機器の購入など大変なことになるとと思いますが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

TPPの相手国である、特にその中でもアメリカやオーストラリアと日本の中山間地の農業の規模というのは全く違うわけですよ。そういう点での、けんかにならない、土俵に上がっても私は本当にしようがないので、自国の農業を守るという立場から、どうしても農業だけではありません、産業、商工業を初め、もちろんこの地域の経済そのものが破壊するんじゃないかというような大きな経済的転換に関するこの協定ではないかというふうに私は思いますので、この問題を本当に町長としてどういうふうに捉えているのか、昨日の答弁では、個人的には反対だということですが、反対と言うだけじゃなくて、市町村会を通じてその意思を伝えたということですが、TPP環太平洋連携協定からは脱会し、撤回するというような方向に持っていかないと、我が国の農業そのものが大きく転換する時期に行っちゃっているというふうに思います。

そういう点では、我が国の将来にかかわる問題でもあるし、我が町の将来にもかかわる問題でありますので、その点、町長の考えをまず伺いたいというふうに思います。

あと、2番目の子ども・子育て新制度での認定保育園について、私も含めてなんですが、保護者の皆さんに聞いても何が何だかよくわからないんだと、どこがどういうふうに変わっているのかわからないので、その辺をよりわかりやすくしてもらいたい。本当にこれからは子供さんを育てていく人たちにとっては、大きな不安があるということで伺いたいというふうに思います。

まず、1つ目は、新制度で保育は何がどのように変わるのかを具体的に伺いたい。認定こども園ということになるということなんですが、その辺で具体的に、どこがどう変わってい

くのかを伺いたいというふうに思います。

それと、一番大事な児童福祉法の24条の1項に書かれている、地方自治体の子育て、その制度に責任を持つということは文章として残されているんですが、その点で、保護者と町の関係や保育料、または民間委託などの声も出ている計画があるということを知っておりますので、その辺の関係、今後どうなっていくのかを伺いたいというふうに思います。

3つ目は、新庁舎での木材を使ってつくるということ、部分的なんですがなっていますが、その木材がどの程度使われるのか。また、面積当たりにすれば、どのぐらいの庁舎の建設の面積にすれば、どのぐらいになるのかを具体的に詳しく教えていただきたいというふうに思います。

それと、町有林ということで、大山田菅沢の森林を伐採するというようなことも聞いておりますので、あそこは乗用車が通るのが精いっぱいなんです。緊急車両もサイドミラーをたたまないと入れないというような状況なんです。だから、そういう点では対向車が来た場合、すれ違うところがないんです、待避所がないんです。そういう点も含めまして、緊急的のももちろんですけども、今現在のそういう不便な状況の中で、そこで材木が運び出されると、運搬の車が通るということは、非常に地元の住民にとっても危険な状態になりますので、その点も含めましてご返答をいただきたいというふうに思います。

以上、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（大金市美君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 益子議員の1項目、T P P大筋合意と、今後の町政に対する町長の政治姿勢についてのご質問にお答えいたします。

この質問につきましては、昨日の大森議員にお答えしたとおりではありますが、農業や商工業への具体的にどのような影響が出るかは各分野ごとにそれぞれ異なります。統一的な対策で対応ができないと思っておりますので、臨機応変に対応したいと考えております。

また、農業や商工業分野だけでなく、あらゆる分野においてもT P P協定が関係することから、この機会がピンチではなく、世界と対等に取引ができるチャンスと捉えて、メイド・イン・ジャパンのブランド力が世界から再認識され、日本の物のよさをアピールできる機会と捉えまして、各分野の生産者の生産意欲が向上するように支援するつもりであります。

さらに、町民の生活環境についても、具体的な影響がどのようになるかはまだ不透明でありますので、最新情報に注視しながら、生活環境の低下を招かないように対応してまいります。

す。

その他の質問については、担当課長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 益子議員の2項目め、子ども・子育て新制度での保育についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、新制度での変更点についてですが、新制度では、市町村が実施主体となって教育、保育、子育て支援の提供を行うこととなり、教育、保育の量の確保と質の向上を進めることとなりました。そのため、市町村で、子ども・子育て支援事業計画を策定し、給付や事業を実施することとなり、市町村の確認を受けた施設や事業に対して、財政支援を保障しております。

保護者にとって大きく変わった点は、子ども・子育て支援法の第19条第1項の区分による支給認定を受けないと幼稚園、保育園、認定こども園などを利用することができないという点であります。幼稚園は1号認定、保育園児は2号または3号の認定となりますが、保育園児については、さらに保育必要量を保育標準時間と保育短時間に区分され、施設を利用できる時間の上限がそれぞれ11時間、または8時間までと限定されるようになりました。

一般的には、保育標準時間は保護者がフルタイムで働いている場合で、保育短時間はパートタイムで働いている場合に該当する形であります。

本町の場合も、保護者より支給認定申請書を提出いただき、各児童ごとに支給認定区分を決定した上で、各町立幼稚園、保育園への入園を決定しております。

次に、2点目、保育料と民間委託等の計画についてであります。保育料については、国の定めた基準表に基づいて見直しを行い、本年4月より運用しております。

保育園を利用する児童の保育料については若干の減額調整を行いましたが、基本的には従前のおりであり、町民税の課税状況に応じた階層区分による保育料です。

幼稚園を利用する児童の保育料については、従前は8,000円の定額でありましたが、新制度では、保育園同様、町民税の課税状況に応じた階層区分による保育料となりました。

ただし、急激な保育料の上昇による影響を緩和するための暫定的な措置として、当分の間、上限を8,000円に設定しております。

民間委託については、さきにお示した第2次那珂川町保育所等再編整備計画案にも記載したとおり、今後の町財政や職員数を考えると、新制度での支援制度のもとでの町が直接施設を運営していくのは、開園時間の長さや特別保育への対応などにおいて厳しい状況にあり、

より充実した教育、保育を行うためには、調理部門等の一部業務の民間委託や民営化によって民間の活力やノウハウを生かした施設の運営方法に移行していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 益子議員の3項目め、新庁舎建設での木材使用についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目、新庁舎建設に使用する木材の使用量についてですが、ご存じのとおり、那珂川町で新しい庁舎を建設するに当たりましては、八溝材を活用してPRをするということがまず目標の一つにあります。庁舎建設にかかわる議員懇談会にもご説明申し上げましたとおり、町有林、大山田菅沢の杉材を2階及び議会棟、それから執務室等の柱、はり等の構造材及び1階、2階の内部造作材にも活用し、木の温かみのある室内環境の整備を考えております。

木材の使用量につきましては、総量で1,038立方メートル程度と見積もっており、製材ロス等も含めまして、おおよそ必要量としましては10ヘクタール程度の町有林の木が必要と考えております。

また、伐採の手法につきましては、伐採経費の節減を図る点からも間伐補助等について現在検討しているところですが、平成27年度における県予算の中での間伐材補助枠が減少しており、来年度においても期待できないとの情報もあることから、建設工事の工程を見据えながら、補助事業としての間伐の可能性と伐採期間の短縮を図る上での皆伐とあわせて、地元の林業者にご協力いただくことも考慮しながら、補助事業の事業主体となります森林組合と協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

なお、伐採に当たりましては森林組合だけでは伐採ができませんので、当然地元の林業者、それから植林に当たっても地元の方の労働力を調達するということがありますので、そういう点では、雇用の機会も相当生まれるのではないかと考えております。

次に、2点目の木材運搬道路の整備についてですが、先ほどの大山田菅沢の町有林につきましては、平成20年度において森林組合が事業主体となりまして、造林補助事業として優性間伐を実施した経緯があります。そういうことから、現在でもその搬出が残っております。現状を基本としまして、木材搬出時における安全確保を図るとともに、伐採や木材運搬用の作業道につきましては、最小限の整備にとどめてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

〔5番 益子輝夫君登壇〕

○5番（益子輝夫君） ありがとうございます。

では、まず一つずつ聞いていきたいというふうに思います。

きのうも答えたということで、T P Pに関しては新たなあれは出てこなかったんですが、このT P Pは国会でも問題になり審議されて、結局は重要5品目については関税を認めないというようなことが言われたと思います。それで結局、でも終わって見てみると95%が関税削減だというようなことが、政府から出された資料にも載っています。政府の資料は前文と30章で構成されているということなのですが、そういうことも明らかになっています。

そういう点で、95%の品目が関税撤廃されるということは、結局、市場の開放の分野では全商品の95%で関税が最終的に撤廃され、過去に締結した協定よりも高い割合であるということが見えてきます。

それと、農林水産物では、2,328品目のうち1,885品目、約81%で関税を撤廃、過去のどの協定でも関税を撤廃したことの無い834品目のうち395品目、約47%がT P Pで新たに関税の撤廃の対象になったということが明らかになっています。

関税が撤廃・削減されると、輸入品の価格が下がり、消費者に意義があるように報道されていますが、しかし輸入食料品が増加すると、食料の安全への不安が今高まっているわけです。同時に、輸入農産物の増大は国内の農業への深刻な打撃を与えるというふうに思います。

先ほども申しましたが、国会決議が交渉の対象にしてはならないように求めた農産物重要5品目、米、麦、牛・豚肉、乳製品、砂糖では、586品目のうち174品目、約30%で関税を撤廃することになっています。関税が維持された品目も国別輸入枠を新設して、関税を段階的に解消するなど輸入を拡大。特に、米国に向け、当初3年間5万トン、13年目以降は7万トン、オーストラリア向けに当初3年間6,000トンが、13年目には8,400万トンの無関税輸入枠を設定しているんですね。まだまだ挙げたら切りがないんですが、本当に麦の場合もあります。事実上の関税に当たり、輸入差しかえマークアップを9年までに45%削減、米国、オーストラリア、カナダ向けに国別輸入枠を申請するということです。

那珂川町でも和牛の生産をやられていますが、牛肉は、現行38.5%の関税をT P P発効時に27.5%へ削減、その後、段階的に削減し、16年目には9%に引き下げると。豚肉の関税は、高価格品で10年目には撤廃、低価格で、現行1キロ当たり482円を段階的に削減し、



10年目以降には50円にしちゃうと。本当に農家がやっていけないような状況になると思います。

ということは、やっぱり関税を撤廃するということは、今までその関税で取っていたものが、結局、日本国内の農業の支援とかに回っていたわけですね。その財源がなくなるわけですね。そういう点から考えても、このT P Pは即撤退と、参加しないという意思を表明しなければならないのではないかなというふうに思うんですが、その辺で町長の考えを再度伺いたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） T P Pの問題は、今、益子議員は農業問題に関して発言をなさっておりますが、T P Pは農業ばかりでなく、あらゆる分野に影響を及ぼしてきます。特に農業分野では、悪いほうの影響が大きいのではないかと、こういう危惧がありますし、別の分野では非常にそういう影響力を期待する分野もございます。

そして、この問題、国政レベルの問題でございますので、私一人で反対するとか、そういう表明は差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

〔5番 益子輝夫君登壇〕

○5番（益子輝夫君） 町長の気持ちもわかるんですが、一人で私はやれと言っていることではないので、大いにいろいろな場でそういう仲間をつくり、地域経済を守ることから、何と言ってもここは農林業が主流ですから、そういう点ではそういうことを守っていくということが非常に大事なんじゃないかなというふうに私は思います。

それと、世界と対等に先ほど貿易をやる、ものをつくって、ものをアピールして、世界の市場に出ていくと言いますが、生産規模や農業に対する補助が諸外国に比べても、かなり日本の場合は劣っています。3分の1あればいいほうですね。そういう中で、世界の商品と戦うということは、非常に難しいと思うし、実際に外国の市場に出てくるというのはごく一部の人たちだと思います。現に北海道がこれをやられますと、完全に3分の1の農家は農業をやっていけなくなると、それだけでなく今非常に大変な状況があります。

そういう中で、私は、町長一人が反対と言って、まず一人から始まるんだと思いますよ、物事は。自民党も、選挙前はT P Pは絶対に反対します、裏切りませんということを選挙のポスターや公約に掲げてやった人がほとんどなんですね。でも、実際にはそうでなくなって、完全に国民に対する私は裏切りだというふうに思います。

それと、今このTPPがやられることで、食料の自給率は、もちろん日本は40%を切っているわけですが、それだけではないというふうに思います。食料主権ということが日本だけじゃなく世界各後進国も含めて、発展途上国も脅かされてくるという状況になってくるのではないかなというふうに思っています。国連の調査でも、あと数年たつと食料危機がくるということは言われております。

そういう中で、現に日本が70万トンから今現在も米を輸入しているわけですね、アメリカを初め。そのために国際的な米価は上がっちゃっているんですね。それで結局、米を食べられない民族とか国の人たちがふえているわけです。そのために、結局、飢餓状態になるという人が地球上に、アフリカを初め5億人もいるというのが現状です。このTPPをやられると、さらに1億人はふえるだろうということが言われています。本当に幼い命がどんどんなくなっているということが、このユニセフの統計でも出ていますが、びっくりするようなあれが出ています。

そういう点で、単に農業だけの問題と言いますけれども、この農業、ものをつくるということがいかに大事か、そして、それが生きるということにつながってくるんですけれども、これはユニセフの調査なんですけれども、ゼロ歳児から3歳児まで、ことしだけで失われていく命が590万人もいるというんですね。こういう観点からも、私たちは国内の問題だけではなくて国際的にもそういう影響を与えるということを考えていかなければならないというふうに思います。

もう一つ、この問題と関連して、地球温暖化によって、日本がどういう状況になるかということも最近言われてきていますが、雨が、かなりの雨量が降ると、特に日本の場合は気をつけなければならないという科学的なデータも出ています。そういう点では、食べるものをつくるということは、非常に私は大事だと思います。

そういう点からも、私一人ではどうにもならないというのは確かかもしれないですけども、まず一人から始まらないと2にも、3にもならない。ゼロでは1にはならないですから。その辺を考えて、国政の問題であっても、国政の問題が地方の政治にかかわってくるわけですから、これから地方交付税も減らされますし、そういう点で職員も減らされ、そして、そういうことで地方交付税の評価なんかも入ってくるわけですから、その辺でもうちょっと地場産業を評価するという点では、TPPに反対し、TPPの交渉から撤退して、TPPはやらないということをやるわけにはいかないか、その辺を再度伺っておきたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 農産物、数千品目ございます。それ全てが、多かれ少なかれ影響を受けると思います。ただし、私どもは、皆さんもおっしゃいますが重要5品目、この点に関しては日本の農家の生活を非常に悪くなる影響が大きい、こういうことで私一人ではなくて、まずは栃木県の町村会、栃木県の町村会でも県北部と県南部では温度差がございます。そういう中で、栃木県町村会、そして全国町村会、連名で国に要望をいたしております。それは昨日、大森議員にお答えしたとおり、安定重要5品目について財政措置を要望しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

〔5番 益子輝夫君登壇〕

○5番（益子輝夫君） 町長の答弁については、財政的措置をとることを要望していると。財政措置をとっても、TPPは結ばれたら大変な問題になるということです。医療の面でも、保険の面でも、建設関係の面でも、本当に大変になります。そういう点では、いろいろ考えなきゃならない面があると思います。

特に、私はTPPをやって利益を得るのはほんの一部企業だと言いましたけれども、本当に今、皆さんもご存知のように多国籍企業というのがあって、結局日本だけじゃなくて海外を入れたり、また海外の企業が日本に來たり各国でやっていますが、そういうものも国際的な問題になっています。

昨年の統計でも、トヨタ自動車は5年間、1円も税金を払わなかったと、法人税ですけれども、そういう企業が珍しくない。国際的にも今問題になっているんですが、そういう企業がODAという形で後進国に支援金を日本を含めて出しているんですが、そういう出している国に対して、ODAで出した金額以上に結局は利益をもたらしている。それで、その国から利益を自分の国へ持ってきちゃっている、また、企業が奪い取ったりしているという現実があります。そのODA対策、多国籍企業対策というのは、今世界でも言われるようになっていきます。

そこで、私、触れたいんですが、これはTPPに関係していることなんですが、ISDS条約というのがあるんですね。これは本当に大変な問題で、投資では、先進国の政策・制度変更などで損害を受けたとする外国企業が、その国の政府を相手取って損害賠償などの起訴を起こすことができるんですね。投資家対国家紛争、これをISDSというんですが、条項をこのTPPは含んでいるんですね。国家主権が侵害されるとの批判が強く、米国とオース

トラリアの自由貿易協定（F T A）には含まれていません。日本とオーストラリア経済連携協定（E P A）でも見送られたものです。

政府調達では、国際的な公開入札などを定め、世界貿易機関（W T O）の政府調達協定（G P A）に加わっていないマレーシア、ベトナム、ブルネイにも国際入札を義務づけています。

原産地規則では、関税削減・撤廃の対象となる製品の生産地を定めます。原則として、企業がみずからT P P域内産を証明する原産地証明書を作成する必要があります。これを作成するには、中小企業にとっては事務負担が重くなり、知的財産では商標、特許、著作権などを定め、新薬のデータの保存期間を実質8年とし、薬ですね、製薬大企業の利益が保護される一方、安値な後発医薬品（ジェネリック）の市販がおくれ、特に発展途上国である政府や患者の負担が増す懸念がありますということで、薬関係でもそういうことが言われているんですが、I S D S条約がやられますと、政府が民間企業によって損害を受けたということで訴えられるんですね。その裁判官はアメリカなんですよね。そういう点では、今オーストラリアとかメキシコが大変な思いをしているんです。金額が結局何十億、何百億という単位なんで、莫大な金額になってくるんですね。そういう制度もこのT P Pには含まれているんです。

そういう点では、非常に今までと経済状況がまるきり変わるような仕組みになってしまうということだと思うんですが、そんな点も踏まえて、町長の答弁がありましたら聞いて、この件は終わりにしたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 国政レベルの問題に言及するつもりはございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

〔5番 益子輝夫君登壇〕

○5番（益子輝夫君） 相変わらず国政レベル、国政レベルと言っておりますけれども、私は国政レベルが地方の政治に影響していることが多々あると思います。国で決まったことは従わなければならないような仕組みになっている日本の政治というものは、そこは変えていかなきゃならないというふうに思います。地方から声を出さなきゃわからないことというのはたくさんあると思います。机上でやっている仕事だけでは物事はわからないことが多いので、地元でやっている、東日本大震災がいい例だと思います。補助金が出たけれども、9割方は

全然関係ないところに使われていると、現場からの声の一つも生かされていないというのが、いまだにそういう声は聞こえてきています。

そういう点も含めて、地方から悪いことは悪いと言わないと、いつになっても正されない。それでいて、その一番の被害者は地方であると、その地方に住む人たちになるということで、私は国の問題であっても、いいことはいいですけども、悪いことは悪いと言うのが地方の自治体としての果たす役割ではないかなというふうに思います。

次に、2の子ども・子育て新制度の認定保育園についてということで、先ほど課長からいろいろと細かく説明をいただきましたが、保育そのものの24条の1項は変わらないということですよ。いいんですよ、それで。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 児童福祉法の24条につきましては変わりませんので、当然保育所における保育は市町村が実施するというものについては、この条項は変わっておりません。

したがって、町、市町村が教育、保育を全てを今度実施するという形ではありますが、那珂川の場合ですと公立の幼稚園・保育園しかありませんのでちょっとわかりづらいんですが、私立の幼稚園の場合につきましては、今は運営につきましては、幼稚園も保育園も公定価格ということで運営する金額を国が標準的に定めております。その部分から保育料を差し引いた部分について公費負担ということで、その部分を幼稚園のほうに出すという形であります。

ただし、保育園につきましては今の24条に関係ありますので、今までも委託料として出していましたし、それから、これからも市町村が保育料を徴収して、この公定価格の全額公費負担分も含めて委託料として私立の保育園のほうには払うという形になっております。

以上です。

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

[5番 益子輝夫君登壇]

○5番（益子輝夫君） ありがとうございます。

先ほど説明、今もいただいたんですが、保育時間が8時間と11時間あるということですが、結局この時間には、会社に行く時間、通勤時間は入るのか入らないのか、その辺を伺いたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 実労働時間でございます。

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

〔5番 益子輝夫君登壇〕

○5番（益子輝夫君） そうすると、こういう通勤時間は入らないということですか。通勤時間は入らないと。そうすると、子供さんを預けて、迎えに来るとか送っていくとか、そういう通勤時間が含まれないと、預けたり、引き取りにちょっと、仕事が8時から5時までだったら、そうすると11時間保育ということになると思いますが、含まれていないとなると、残業時間なんかやると結局どういうことになるんですか、それは。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 失礼しました。

私のほうで今お答えしたのは、認定するときの時間ということで、8時間、11時間というのは、うちのほうで預かる時間でありますので、当然子供を預けてから最後子供を引き取る時間までを含めてのことでございますので、通勤時間というよりも子供を保育園に預けて、それから子供を引き取る時間までが8時間と11時間ということでございます。失礼しました。

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

〔5番 益子輝夫君登壇〕

○5番（益子輝夫君） ありがとうございます。私のほうも勘違いしたので、すみません。

そういう点ならばいいんですが、場所によっては、地域によっては、その通勤時間が入らないという自治体もあるというので、そういう点では我が町は入れるということであれですね。今裁判になっていることもあるんで、やっぱりそういう自治体もあるということで、私はそれをお伺いしたわけですが、わかりました。そういう点では、我が町の場合は、それは心配ないということですね。

あとは、料金に関しては8,000円ということなんですが、これに対する新制度ができて上限8,000円ということなんですが、この保育料の軽減とか、あれの措置はどうなっているか伺いたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 今の8,000円というのは、幼稚園側の上限ということで、当然、今までは一律でしたけれども、所得の少ない方は既に少ない幼稚園のほうの保育料を納めているという状況でございます。8,000円を超える方については、暫定的に8,000円ということで、もともと保育に関しましては、先ほど申し上げましたように町民税に応じてのも

のになっておりますので、これにつきましては、先ほど言いましたように、若干引き下げたというような状況でございます。

ただし、国の標準、上限があるんですが、それから比べますと、前々からもう既に2割程度は軽減しているというような状況になっておりますので、この軽減につきましては、幼稚園側もそういうふうな形の中で、同じ程度の軽減という形の中での料金表を設定してございます。

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

〔5番 益子輝夫君登壇〕

○5番（益子輝夫君） 今答弁いただきましたが、やっぱり国の基準というのがあることを私も知っているんですが、それよりも安く見積もっているということは非常に保護者にとっては助かると思います。

この間、あるテレビ、新聞で報道されたんですが、これはちょっと余談になっちゃうんですが、きのうの総務常任委員会で集まって話が出たのが、今、子供さんをつくらない夫婦がふえているということで、何らかの手だてを打ったほうがいだろうということで、テレビとか新聞で報道されているのは、今はもう3人じゃなくて2人目をつくらないというあれがふえているというんですね。

その大きな原因は、生活の大変さからだ。収入が減っているというようなことが、テレビとかそういうので今報道されていますが、そういう点も含めて、第1子はいいだろうけれども、第2子、第3子あたりから何らかの町としての補助を出せば、若い人のあれが助かるんじゃないかというような、総務常任委員会でもそんな話がありましたけれども、総務常任委員会としてもその辺を提案していこうと、話のあれを持っていこうというような話になりましたけれども、そういう点で何か考えがあったら答弁をいただきたいというふうに思いますが。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 既に現行の制度でも第2子は半額、それから第3子は無料というような制度になっております。今、国のほうにおきましても、この辺の制度につきましては、さらに第2子からというような話の中で、消費税の増税と絡めて考えているということがございますので、国の動向を見ながら、町としてもこの軽減というものに関して検討していきたいというふうに思っております。

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

〔5番 益子輝夫君登壇〕

○5番（益子輝夫君） ありがとうございます。

知らない若い人もいるので、大いにその辺も宣伝をして、少子化対策としてやるべきだというふうに思います。

それと、他町のまねをしなくて、他町よりも先駆けた方向でやっていけば、何らかいい方向に出るんじゃないかというのが、きのうの総務常任委員会の話であったんですけども、その辺も含めて、ぜひとも、他町がやってよかったからということまねするのもいいんですけども、他町に先駆けてそういうことをどんどん進めていただきたいというふうに思います。

それから、保護者と町との関係で民間委託の問題があったんですが、子ども支援会議がやられていると思うんですが、それがどのぐらい開かれて、どのような内容で進んでいるのか伺いたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 町の子ども子育て会議が一昨年度から設置されまして、まずは、計画を策定し、今年度においては、保育所等の再編整備計画の審議を行っております。本年度については、既に3回開催いたしまして、皆様にお示しした再編整備計画の案を審議いただいたところでございます。その中でも、今お話にありました民間委託あるいは民営化の問題等につきましてもご審議いただきまして、その中身につきましては、やはり先ほども申し上げましたように、民間のノウハウというものを取り入れるという部分においては、やはり民営化もやむを得ないだろうという部分でありますし、また、先ほど来から出ております、8時間あるいは11時間というような長い時間での開設というものになってきますと、やはり町の職員の規定である、7時間45分というような勤務時間ともなじまないという部分もあります。そういうふうな部分も含めて、そちらの検討も進めていく必要もあるだろうというふうなお話をいただいております。

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

〔5番 益子輝夫君登壇〕

○5番（益子輝夫君） 子育て会議が3回持たれ、その中でも話し合っているということなんですけど、私は、民間委託、必ずしも反対ということではないんですけど、やっぱり民間でできることが、公的なあれでなぜできないかということ、その辺を具体的に伺いたい。さっき、労働時間の問題が出ましたけれども、あと、民間のノウハウを取り入れるということ



言われましたけれども、民間のノウハウとやっぱり労働時間ということで、どうしてそれが民間ができて、公的なあれができないのか、その辺を伺いたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 一つ、職員の研修というような形でもありますが、実態の状況から申し上げますと、既に半数以上を臨時で賄っているというような状況もあります。

基本的に、先ほど申し上げましたように、正職で全て賄うというような状況であります。職員の勤務時間がやはり7時間45分というような状況の中で、それを11時間の中でローテーションで変則勤務というような状況にもなってきますけれども、それを賄うためには、やはり行財政改革の中での定員適正化的な問題との兼ね合いも出てくるというようなものになります。

それから、それ以上に、教育保育という形の中で、これから充実していくというものになりますと、やはり町の職員も頑張って研修もしておりますが、最近はいろんな意味での特徴ある子供の方もいらっしゃいますので、そういうふうなものに関しては、専門に実施している機関としての民間のノウハウ、あるいは特徴的な教育という部分になりますと、そのそれぞれの特徴ある教育を行っている民間のノウハウを取り入れるということは、一つの方法かなというふうに考えているところでございます。

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

〔5番 益子輝夫君登壇〕

○5番（益子輝夫君） ありがとうございます。

課長の言わんとすることはわかっているんですが、民間のノウハウを取り入れたほうがいいというのはわかります。だったらそれで公的なあれで、何で民間ノウハウを取り入れることができないかというのが、私の疑問なんですが、大体わかってきました。

それと、民間が必ずしも悪いということじゃなくて、先ほど言われた24条の1項は、自治体が責任を持つということがなくなっていってしまうと、民間は経営主義ですから、企業ですから、その辺でも全く違う状況になっちゃうと思うんです。その辺が、自治体が責任を持って、また民間委託とかするんだったら、まだいいけれども、民間に丸投げしちゃうと、自治体が、じゃ、子育ての責任はどこ行っちゃうんだということになると思います。まして、少子・高齢化の中で、自治体が果たすべき役割というのは、そこを抜いてはないと思うんです。その辺で私は伺いたいんですが、自治体としての責任は、じゃ、どうなんだと、民間にした場合。これから考えるというんなら、また別ですけども。ここだけは、外さないとい

うようなあれを持っていかないと、自治体としての子育て責任というのは持たないということにつながってしまうのではないかなというふうに思います。

その辺を、当町にとっても非常に重要な問題なんで、再度伺えればお願いしたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 先ほども申し上げましたように、まず、児童福祉法の24条、これにつきましては、そのままでございますので、当然、保育に関しては、町としての責任があるということでございます。仮にと言いますか、今後、民営化ということをお願いする形になったにしても、その選定に当たっては、町のほうの子育ての方針というものを十分理解して、その意を酌んだ方をお願いするというような方向のものでありますので、決してその個人の、個人というか民間だけの運営の方針だけで進むというものではないというふうに考えております。

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

〔5番 益子輝夫君登壇〕

○5番（益子輝夫君） ありがとうございます。

この問題は、また後へするとしても、そういう方向で進めて、ぜひ子ども会議の方も進めていただきたい。そして、住民の合意のもとに進めていただきたいというふうに思います。と要望して、2項の質問は終わりにしたいと思います。

あと、3番目の新庁舎の問題で、総務課長から答弁をいただいたんですが、大体、木造の使用量というのは、庁舎全体の3分の1ぐらいになるということによろしいのでしょうか。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 割合的なものではなくて、要は、はり材、柱、それから壁材、議員懇談会の際に、どういう部分に木材を使いますというのをお示した部所でございます。構造的には、RCの混構造型という形になって、構造的に一番建設費用がかからない、一番かからないのは、全部コンクリートなんですが、それでは町の特色が生かせないということで、混構造型という形で取り入れておりますので、今、ご説明しましたように、はり材なり、柱なり、それから壁材、こういう部分には、当然、優良な入溝材がある町ですから、そういう材料を皆さんが見えるところにも使っていきたいというのが、中身です。割合的にどのぐらいになるかという、ちょっと今手持ちにありませんので、その辺はちょっとお答えできない部分なんですが、使う部分はそのようなところに使っていきたいと考えております。

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

〔5番 益子輝夫君登壇〕

○5番（益子輝夫君） ありがとうございます。

前にも質問したんですけれども、八溝材は産地でもあるし、八溝材というのはブランドだそうですね。地元の大工さんを初め、いろんな大工さんに聞いても、「あれにかなうものはないよ」と言うくらいのブランド品だそうです。使うほうにとってもいいし、建物が建っても、あんな立派なものはないと言われるくらい、私たちが総務常任委員会のほうで、町の執行部ともトーセンの誘致前に、群馬県のほうに視察に行ったんですけれども、その工場長が言っていましたよね。「私たちがどんなに頑張ったって八溝材にはかなわないです」って。それほど、やっぱり銘柄なんだということを言っていますね。だから、関西のほうに持って行っても絶対引けはとらないと言っていましたよね。そういうものを我が町は持っているんですよ。これを生かさない手はないと思うんです。

そして、それに関連して業者もいます。今、林業、本当に大変なんです。先ほど、TPPの問題で触れなかったんですけれども、林業も本当に大変な状況になってきます。そういう点で、地元にあるものを使ってやるっていうことは、私は、本当に理想的なあれだし、これは町の宣伝にもなると思います。町民にとっても、町が潤うことにつながると思います。

先ほど、課長から森林組合に頼むけれども、森林組合だけじゃなくて、地元の林業者にも使うようにという答弁がありました。全くそのとおりだと思います。それによって、地域の活性化につながっていくというふうに私は考えます。

できるだけそうしてもらいたいというふうに思いますが、それで、1の問題は終わりにしたいと思いますが、2の問題で、町有林を出す場合の運搬するトラックが、恐らく入ることになると思うんですが、道路の拡張などは、特に仲山から、町道から入って、菅沢に入る道があるんですが、先ほども言ったように、本当に狭いんです。緊急のときも困るような状態、消防からも苦情が出ているような状態ですが、前から、地元民からも、せめて待避所を何か所かつくってくれという要望は出ていると思います。そういう点で、その辺の検討をしているのかどうか伺いたいというふうに思います。お願いします。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） まず、私のほうからは、町有林の材料を搬出する部分についてお答えいたします。

当然、搬出するに当たって、待機所、集積所というのが必要になってくるかと思いますが、

そういう部分については、当然、町道を使うわけですから、安全面を確保するという面では、最小限の整備はしなければならないと考えております。ただ、これは、町がやるのではなくて、当然、町から委託を受ける事業者、具体的に言いますと、森林組合等の事業者が考える部分でありますので、そちらとは協議をしていきたい、安全に搬出できるだけの整備をしてくださいよと。ただ、あくまで場所的には町道になっておりますので、ただ、町道でも舗装がかかっている、通常の舗装がされている、それから擁壁がかかっている、そういう部分でございまして、今回の搬出において、拡幅するというような考えは持っておりません。

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

〔5番 益子輝夫君登壇〕

○5番（益子輝夫君） しつこいようなんですけれども、何回か事故が起きているんですね。ただ死亡事故に至らなかったというのは幸いなんですけど、道が細いだけじゃなくて、道がカーブしたり何かで、対向車が見えない部分があるんです。やっぱり山間部をぐるっと回りますが、そういう点で、ここに永山さんというところに、大学行っている女の子がいるんですが、この人が車の免許取って、車で通うつもりだったのが、通えなくなっちゃったんです。というのは、木の伐採で、トラックが出入りしていたんで、結局それとぶつかったら、たまたまよけるところがなくて、バックせざるを得なかったって。もう2度と車は乗らないというような状況になっちゃった例もあるんです。

そういう点でも、地元からの要望もかなり強いんで、やっぱり何としても最低限待避所、それと、あそこ入っていただくとわかるんですが、東電の送電線工事やったときに、入って左側の土手がコンクリで固まっているんですが、直角に固まっているんです。だから非常に危険なんです。だから、そういう点でも現場見ていただくとわかると思いますが、ぜひとも待避所なり、または道幅なりを広げていただきたいというふうに思います。事故が起きてからでは間に合いませんので、どうしてもその辺をお願いして、町有林を使った町新庁舎、何とかして、地元の活性化につながるような方向で進めていただきたいということを要望して、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（大金市美君） 5番、益子輝夫君の質問が終わりました。

ここで休憩をいたします。

再開は、11時10分といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（大金市美君） 再開いたします。

---

◇ 佐藤信親君

○議長（大金市美君） 4番、佐藤信親君の質問を許可いたします。

4番、佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

○4番（佐藤信親君） 通告書に従い、住民目線に立ちまして、3項目について質問したいと思います。

第1項目めの馬頭最終処分場建設関連事業についてということでございます。

平成22年度に那珂川町議会で、処分場の早期建設に関する要望書を議決しました。そのとき、私も賛成に回った一人でございますので、そういう立場に立ちまして、今回の質問をさせていただきますと思います。

昨日、大森議員からも同じような質問が出ておりますので、重複するような質問があった場合は、簡潔な答弁で結構でございますので、お願いしたいというふうに思っております。

まず、第1点の馬頭最終処分場の建設方針としての、PFI方式の導入を前提に、県は今現在進めているところでございますが、当事者である町に具体的な説明はなされているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

第2点といたしまして、運営方法について、町の関与する余地はあるのか、この点についてお伺いいたします。

第3点といたしまして、処分場建設運営等に問題が発生した場合の責任の所在は、どのようになるのか、きのう、これ、大森議員の質問に対しても答弁あったかと思うんですが、再確認の意味でお聞きいたします。

第4点として、最終処分場完成後に、当然、搬入されるわけでございますが、10トンダンブで1日約30台前後は入ってくるというようなことになってまいります。馬頭地区について

は、過去に何人かの方が、粉じんに関する問題を取り上げていたところでございますが、特に小川地区の国道交差点、294と293が交差する旭町交差点、ここは特に多くなってくるのではないかなというふうに思っております。この粉じん、各地域から搬入される運搬車の通行が集中してくるわけで、粉じん被害というのも危惧されるところでございます。これを未然に防ぐ意味合いからも、粉じん対策というものは必要ではないかなというふうに考えますので、その点について、県との協議がどのようになっているのかもあわせて伺いたいと思います。

2項目め、職員の適正化計画についてということでございますが、行財政改革推進計画の中で、平成28年4月1日現在で、職員定数を209名にするという目標数値を挙げられております。平成27年4月現在で216名となっているが、平成17年合併当初の職員302名からすると、急激な職員減となり、事務量は国からの委任事務等も増加し、職員減とは相反した在職職員の負担増につながり、健康面での危惧が心配されます。適正な職員採用計画をもって、適正配置をなすべきと考え、次の点についてお伺いをいたします。

第1点、平成25年度、6年度、7年度の3カ年間にわたり、2次募集を行う理由についてお伺いしたいと思います。

第2点、定期採用、7月広報でよく、これ1次募集というふうに言った方がいいのか、の募集定員についてをお伺いいたします。

3項目め、国体開催種目誘致への取り組み状況についてお伺いしたいと思います。

平成34年度開催の第77回国民体育大会の開催種目別市町村が、平成27年11月5日に第3次選定として発表されました。当町は、残念ながら選定外となっております。昭和55年の国体でアーチェリー開催町となっておりますが、今回は残念ながら、隣接的那須烏山市に決定いたしました。どのような種目を誘致種目として取り組まれたのかお伺いしたいと思います。この点につきましては、さきの9月定例会において、鈴木議員が質問されて、答弁をされているわけでございますけれども、改めて質問いたしたいと思っておりますので、簡潔、明瞭な答弁をお願いし、1回目の質問といたします。

○議長（大金市美君） 答弁願います。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 佐藤議員の1項目、馬頭最終処分場建設についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目、PFI方式の導入についてですが、昨日の大森議員のご質問にもお答えしたとおり、現在、県においては、PFI方式の導入を検討しておりますが、町といたしましては、必要に応じて県より説明を受けており、また、7月に開催されました事業者向け説明会にも職員が出席をしております。

次に2点目、運営方法についての町の関与についてでございますが、PFI方式により整備された場合でも、施設の管理者は県でありますので、町として、県に対し意見等は言えるものと考えております。

次に3点目、処分場建設運営等での責任の所在についてですが、さきに大森議員のご質問にもお答えしましたとおり、PFI方式を活用したとしても、県が責任を持つことになりはございません。

次に4点目、粉じん対策についてですが、環境保全協定の中で詳細に定める予定であり、建設工事や不法投棄物の撤去も含め、搬入に当たっても、飛散対策には十分な配慮が必要であると認識いたしております。

また、ご質問の搬入ルートに関しては、県との協議の中で、搬入路の分散が可能であると考えております。

その他の質問については、担当課長から答弁させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 佐藤議員の2項目、職員の定員適正化計画についてのご質問にお答えをいたします。

職員定数の適正化につきましては、合併時から行財政改革の一つとして進めてきたところであり、先ほどご指摘いただいた302名から減少してきているところです。人件費の抑制等の取り組みの中で、現在まで、定年・早期退職者に対し、新規採用を抑制して実施してまいりました。そういうことで、現在216名という形になっております。

しかしながら、権限移譲等による事務量の増加や職員の負担等考えますと、これ以上の削減は困難な状況にあるものと認識しております。町による特殊事情によりまして、約50名弱の職員数が必要になってございます。標準では、住民100人当たり1人という形になりますけれども、町ではいろんな町営の事業を行っておりますので、そういう特殊事情を含めますと、今現在の人数が精いっぱいという形ではないかなと、私は考えているところです。

まず1点目、2次募集を行う理由についてですが、職員採用に当たりましては、退職による職員減に対し、事務事業に必要な人員を確保するために相応の人数を採用しております、

毎年9月から10月にかけて、筆記による1次試験及び面接、作文による2次試験を実施しておりますが、地方公務員としての教養と適性や、住民と直接的なかかわりを持つことが不可欠となる町職員として、個々の能力が発揮できるかなどを総合的に勘案し、採用者を決定しております。しかしながら、試験の結果、適格者が必要人員に満たない場合もあることから、その補充のために2次募集を行っているところであります。

2点目の定期採用時の募集定員につきましては、毎年7月に定時といいますか、第1回目の公募広報を行っております。この時点では、定年退職者のみの数しか把握ができておりません。早期退職者の数がまだわかっておりませんので、その時点での定年退職者の補充人員という形で募集をしております。その後、早期退職者の申し出がありますと、その部分も今度補充していかなくちゃならないということになりますと、先ほどの職員としての適性を見きわめた上で数に足りない場合がございます。そういう意味で、2次募集も行っているおところです。1回目は、定時の場合には、定年退職者の数に応じて募集をしているということで、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大金市美君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹沼公一君） 佐藤議員の3項目め、国体開催種目誘致への取り組み状況についてのご質問にお答えします。

誘致種目につきましては、初めに、平成25年9月に開催意向予備調査がありました。この時点では、昭和55年栃の葉国体において、旧馬頭町を会場にアーチェリー競技を開催した実績もあることから、アーチェリーを希望競技として県事務局に提出しました。その後、平成25年12月に開催意向調査がありました。この調査では、当町の関係競技施設の整備状況やスポーツ人口などを勘案し、レスリング、卓球、剣道、アーチェリーの4競技を開催希望競技として提出しました。これまでに、3次選定、内示されましたが、レスリングは足利市、卓球は鹿沼市、アーチェリーは那須烏山市が内示を受けております。当町の開催希望競技としましては、最後に剣道が残っておりますが、残念ながら、現時点において選定の内示は受けておりません。ちなみに3次選定、内示を受けていない市町は、当町を含め、高根沢町、茂木町、市貝町、芳賀町、上三川町、壬生町の7町となります。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

○4番（佐藤信親君） 簡潔、明瞭な答弁をいただきましてありがとうございます。



2回目の質問に入りたいと思います。

まず第1点目の件でございますが、P F I方式は幾種類か当然あるわけでございますが、その中で、県が今考えているのは、民間資金活用による社会資本整備事業の事業ということでやられていると思うんですが、そのような認識でよろしいのでしょうか。

○議長（大金市美君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 県のほうからは、何回か町にP F I方式ということで打診がございまして、町とすれば、この前もお話ししましたように、県が責任を負う形の中のP F I方式なら結構ですよということで、協議を進めた経緯がございます。

その中で、今回示された方式については、私どもも建設新聞から情報を得た内容でございますが、B T Oという方式でございます。これ、P F Iの中でも民間が建設をして、民間が維持管理をするという方式でございますが、その中で建設が終わった段階で、所有権が県に移ると。それで、県がその後の管理に運営について、指定管理で業者に指定をして業務を行うという形で、責任は県が負うというような方式のようでございますので、そういう意味で、民活で民間資金等、民間の事業者が会社を設立して、その中で建設をするわけですが、最終的には、県に移管されて、県が指定管理で管理運営を行っていくというような方式でございますので、町のほうの、今まで説明を受けた中の管理運営にはそごしないということで、今回その方式については、私どもも承認したところでございます。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

○4番（佐藤信親君） 大体、内容はわかっているんですけども、一応確認の意味でお伺いしたわけでございます。

2点目の余地があるとすれば、当然、今後建設及び運営に向けて地域住民が危惧される点について、県とやはり十分に協議した上で、やっていただければなというふうに考えておりますが、この点について、簡潔明瞭に答弁願いたいと思います。

○議長（大金市美君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 保全協定について、まだ事務レベルで1度しか打ち合わせしてございません。内容については、今後の日程ということで、平成28年度は、環境保全計画書の策定、それで29年度に環境保全協定の締結というふうに向かうわけでございますが、当然、その内容については、個別に、皆さんが危惧するような粉じんの対策であったり、そういったものを、項目的には、かなりの項目がございます。大きく13項目、細目を入れると

50項目以上の項目について、また、それを細かく協定するというふうな内容になってくるかと思しますので、その示された時点でまた、議会あるいは町民にも示していきたいというふうに思っておりますが、現時点ではまだ具体的な数値等を含めて、県からは提示されておられません。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

○4番（佐藤信親君） まだ具体的になっていないということであれば、さらに町としての、それに対する要望をまだ県に申し上げるころができるのかなというふうに思しますので、この件については、町民の多くの方々が不安に思われている面もございますので、安心できるような対策が講じられるよう、強く町から県に申し上げていただければなというふうに思います。

次に第3点目、県が策定した（仮称）馬頭最終処分場整備運営事業によると、民間事業者の責任の明確化と、事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項の中で、選定業者が行う業務に伴い、発生するリスクは、原則として選定業者が負うものとする。ただし、県が責任を負うことに合理的な理由がある事項については、県が負うことになっております。これは、11月に出されました馬頭最終処分場整備運営事業（仮称）実施方針骨子の中に書かれているわけですが、今、先ほどの答弁の中で、県が責任を負うという話を私たちが聞けば、全面的に県が負ってくれるのかという認識に立つと思うのです。でも、この中で、合理的な理由がある事項については、県が責任を負うこととなっていると。こういうところで、言葉のあやというのですかね。民間事業者に対してそのリスクを負わせるというようなことも考えられて、県は逃げる可能性もあるんじゃないかなというふうに考えられますので、この点についても、十分県と詰めて、その責任の明確化を図って、これも住民に説明すべきではないかなというふうに考えますので、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（大金市美君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 今回の（仮称）馬頭最終処分場整備運営事業実施方針骨子につきましては、確かに民間事業者が請け負うときの項目としては、確かにその事業者が責任をとる部分と、県が負う部分ということをやうたっておりますが、町とすれば、その部分についてはあくまでも県ですよというふうな考え方で、以前から申し上げてございます。例えば、大きい問題ではないけれども、小さい問題かもしれないけれど発生した場合に、じゃ、それは事業者かという、町としての対応は、県はどういう責任をとりますかとい

うことで交渉していく考えでございますので、その辺は今回の事業形態の中での責任のあり方を言っているかと思っておりますので、その点については、当然、責任者を含めて県は、処分場に県職員を配置するという事も明言してございますので、その中で県の責任という考えで、町としてはおります。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

○4番（佐藤信親君） 今の答弁で大体わかったんですけども、こういう文面を読んでいますと、不安を感じる点がございまして、強く県とも協議を重ねた上で、こういうことがないように、十分県のほうにも申し入れていただきたいというふうに思います。特に、一番問題になってくるのが、風評被害。これが必ずつきまといまいます。都市部に住む人間は、田舎の人間の生活を理解しているのかしていないのか、わからないんですけども、すぐそういうところに反応してしまうというおそれもございまして、そういうところにとっては、当然、農家、生産者に被害がかぶってくるおそれもありますので、そういうことがないように、十分配慮された対応を、県と協議していただきたいというふうに考えております。

昨日の大森議員の質問の中にありましたが、搬入路に隣接施設への懸念、これ当然、小川地区にもいろいろな商業施設とか、公共施設等もございまして。これに対して、小川地区の住民というのは、余り現実的な問題として捉えられていないような感じがいたします。馬頭地区と比較・検討してみればですね。実際に運用開始となれば、現実の問題として表面化してくることは、確かではないかなというふうに考えております。先ほどの室長の話によれば、きちんと県とは保全協定を結んで、安心・安全を確保するというふうになっておりますが、やはりそれを確保する意味からも、一度、小川地区住民を対象に、この最終処分場にかかわる件について、小川地区でも住民説明会を開催して、安心・安全への理解を深めるべきではないかなというふうに考えておりますが、この点についてお伺いいたします。

○議長（大金市美君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） まず粉じん等の対策、個別の話でございまして、粉じんについてでございますが、これも現在は、産廃車というのは、上は閉じていないんです、通常は。だからその辺を、例えば、上も屋根のあるもので搬入させるとか、もう一つは、搬入ルート全部293だというルートだけではなくて、例えば県南のほうは八溝大橋から搬入する、あるいは県北のほうはバイパスのほうから搬入すると、県央だけが293になると思うん

ですが、そういう分散の方法というのも考えられる。別なルートもあるんですが、現段階では、都のほうからの搬入ということは決まっておりますので、あそこから先は一緒になってしまうわけなんですけど、そういった対策というのは、保全協定の中で今後検討していける内容だというふうに思いますし、まだ質問に答えてないんですが、その中で、そういったものを決めた段階で、小川地区についても、説明会はできればしていきたいというふうに思っております。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

○4番（佐藤信親君） 確かに、処分場への道のりはいろんな方法があるかと思いますが、やはり比較的多いのは、旭町交差点を中心としたバイパスあたりが利用されるのではないかなというふうに考えますので、まだまだ小川地区住民は、この処分場に関する認識も余り持っておりませんので、あってからでは遅いので、先回りしてきちんと説明をするということが、スムーズに事業展開ができるのではないかなという観点に立ちまして、ぜひ小川地区においても説明会を開催していただければなというふうに思います。

何人かは当然、馬頭地区で開催されている説明会には行かれていた方もおられますが、やはり小川地区としても、この問題についてきちっとした勉強をした上で、事業を進めていけるようにしていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、きのうの大森議員の質問の中にも、8,000ベクレル以下の受け入れについて、これ、多分明確な答弁なかったかと思うんですが、また町長も受け入れる受け入れないの態度は明確にしておられませんけれども、やはりこの8,000ベクレル以下についても、受け入れるのか受け入れないのか、これについてもきちっとしていただければな。我々、素人の考えで、8,000ベクレル、これ安心なのか、安全なのか、不安、危険なのか、安心なのか。ちょっと、わかりにくい部分もございます。というのは、8,000ベクレルが安心であるという根拠は当然あるわけですね。そういうのについてもきちっと住民が理解できるように、説明会とか勉強会みたいなものを開催していただければなというふうに考えますので、その点についてもあわせてちょっとお伺ひしたいなというふうに思ひます。

○議長（大金市美君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 放射能の問題は、まだ当初はなかった話だったんですが、福島原発からの放射能の問題の中で、8,000ベクレルという数字は、法令上は最終処分場に

入れていいですよと、法令上のレベルでございます。町としては、まだその辺については、県と協議はしてございません。今後、その辺について、県がどのぐらいの数値を示すか、それに基づいて、じゃ、町はそれで「はい」というようなわけにはいかないと思いますので、それについては、町民の皆さん含めて、今後十分に協議して、受け入れるレベルについては検討していきたいというふうに思っています。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

○4番（佐藤信親君） 当然、議会で議決したときは、平成22年度で、福島原発の災害は起きていなかったわけでございます。その後このような問題が起きてきたということで、法律上8,000ベクレルというふうになっておりますけれども、これは根拠のない数値ではないかなというふうな、こう、感じ。本当に安心であるよというようなことが、住民に対して説明できれば、容認もできる可能性もあるのかなというふうに感じますけれども、ここはきちっと県と詰めて、町の態度を明確にさせていただきたいなというふうに思います。

それとあわせて、当然、もし入れる場合、デジタル化したモニタリングポストを主要な箇所、常にこのように、こう、数字があらわれているというような物を設置していただければ、より住民も安心できるのかなというふうに考えておりますので、そういう点もあわせて、先走って県との協議を進めていただければなというふうに考えておりますので、その点についてお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（大金市美君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 当初、処分場は露天の予定だったんですが、そのときに、ケーブルテレビを使って、そこの処分場の映像を流すというような話が当初ございました。それよりも、今、議員さんから言われた、その放射能レベルをはかったもの、そういったものをケーブルテレビの回線で今日のレベルをお知らせするとか、そういう方法は今後十分に県のほうに要望して、設置可能ではあるというふうに思いますので、それがどういう形になるか、ちょっとまだ今のところは具体的には見えてございませんが、町とすればそういう形で要望していきたいというふうには思っております。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

○4番（佐藤信親君） できれば、そのように県と、前提としてということでもありますがけれども、まだ決定態度が決定していない段階ですけれども、それもあわせて、県との協議の中

で進めていただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で1項目めの質問は終わらせていただきます。

2項目の職員の適正化についてということでございますが、職員の早期退職制度による希望者の取りまとめというのは、いつからいつまで行っているのかについて、まず1点お伺ひしたいと思います。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 制度自体は何年かに一遍見直しをされておりますが、早期退職者制度というのはずっと合併時から継続がされております。その中で、今現在の早期退職者の募集は8月3日から8月31日の間に募集を行っており、9月中にはその退職の認定をしてというような状況になっております。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

○4番（佐藤信親君） まず、これはこれで終わりにしておきたいと思います。

25年度の2次採用はあえて募集と私は言いたくありません。なぜかという、職員の照会による採用ということであったために、25年度の採用については2次募集という形では私は表現したくない。職員照会という前代未聞の採用方法をとったわけでありますよね、25年度は。それも、町長就任間もない時期に実施し、私が当然一般質問、これ、したわけです。その後、2次募集という形で1次募集より若干定員も多い場合もありますけれども、これは福島町長になってからでございます。今までの歴代町長の採用のを見ても、2次募集というのは見受けられません。当然この2次募集する場合、教養試験の試験問題を作成するわけですが、これはどこでつくるのかについてお伺ひしたいなというふうに思います。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） ちょっと補足もあわせて説明させていただきたいんですが、25年度はいずれにいたしましても、26、27ということで2次募集をしているというのは、今までは定数を抑制してきた、合併当時の300名余からどんどん定数を減らしてきた、退職者と比べて約3分の2程度の採用とか3分の1程度の採用という形で抑えてきたという中で、多分24年、25年あたりまではその抑制の中での採用だったので、あえて2次募集をしなくても職員数の定数は間に合っていたというように私は解釈をしております。

そういうことで、一つはそういう理由かなと思っているんですが、それで、試験の問題、これは塩谷・南那須ブロックの中で共通で定時の採用試験は今、矢板東高校でやっておりま

す、そこに専門の試験問題を提供してくれる会社に委託をして問題を提供していただいております。問題につきましては、何百パターンという中から選んだ問題で出題をされておりますが、今回2次募集においてもその試験問題の会社に委託をして、問題を作成していただいているところです。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

[4番 佐藤信親君登壇]

○4番（佐藤信親君） わかりました。

2次試験の中で行う適応性検査の内容について、これもやはり塩那ブロックで行っている採用時の適応性の検査の内容と同じなのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 適応性検査につきましても、同様の内容となっております。なお、1次、2次試験ありますけれども、その中には当然、受験態度、そういうものについても加味をさせていただいております。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

[4番 佐藤信親君登壇]

○4番（佐藤信親君） その検査で適応能力を見きわめることができるのかどうかという点についてお伺いしたいと思います。職員の中にも精神的なストレスとか職務が過激であったために、いろいろ心の病になってしまうとかそういうケースが多々あるかというふうに推察はするんですけれども、そういう点について、なかなか適応検査では把握できるのかどうかという、ちょっと疑念を持つところもあるんですが、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 適応性検査のみでは把握はできないと思っております。ただ、一つの参考資料、従来ですとその適応性がどのぐらいあるのかという円グラフみたいなものですね、円の中に四角が入るんですが、そういうので判断をしてきているんですが、今ですと、そこにいろんなコメントがついています。この方は適応検査の中ではこういう状況ですよというのを一つの参考として、2次の面接を行なっているところです。

ただ、今までですとその2次面接の時間も限られた時間しかとれなかったんですが、今年度からはその面接の時間も若干時間を多くしまして、できるだけその受験者の性格まではいかないかもしれないんですけれども、町の職員としての適応性があるかどうか、そういう部

分については見きわめられるようにしてきているつもりです。

ただ、面接官も一人の人間ですので、全部が見きわめられるかという、ちょっと見きわめられないのが実情だと思います。実際に職務についた時点で、ああこういう状況だったんだなというのもある場合もあります。

ただ、そういう場合、職員としての適性を見きわめるために、あえて1次募集の中でも定員分だけ採用しない、あえて2次募集をかけて適性のある職員を採用するという意味でも、2次募集を実施しているというのが今の現状でございます。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

○4番（佐藤信親君） 最初の質問の中で、早期退職者の人数が把握できないということで、これ1次募集定員に反映されないということでございますけれども、やはりある程度の1次募集で、例えば4名程度とか、23年、24年度なんかは4名程度とかというふうに数がある程度多くしておいたわけですね。4名程度ですから4名に限るわけではないわけです。8月から9月中には大体把握ができると、早期退職者の。10月に2次試験があるわけでございますので、当然1次試験のときに塩那ブロックでやりますから、多分今も足切りというのかな、何点以上が合格というような状況になっているのかなというふうに思いますが、やはりある程度2次試験に多くとっておけば、2次試験で採用をふやすということができて、2次募集をしなくても済むのではないかなと。そういう方法を講じて今までやってきたんではないかなというふうに感じますので、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 1次募集の募集定員につきましては、定年退職者数、これは変えられないのかなと思っている。なぜかといいますと、早期がいなかった場合に何名程度という形になると、余計に募集をかけるというような形になってしまいますので、それは変えられないのかなと。募集の広報の人数、何名程度になりますけれども、ただ、1次試験の筆記試験が始まる段階までには早期退職者がある程度把握できますので、定時の1次募集の中では、例えば1名程度としてあったとしても、優秀な方が応募していただければ5名を採用するという場合もあると思います。

ただ、そうはいいまして、1次試験で早期退職者を含めた職員を全て採用するのかという形に考えますと、そうではないと思っております。じゃないと、例えば早期退職者を含めて7名の職員が必要だと、そういう中で1次試験合格者7名であったと。2次試験、面接作



文試験を行ったときに、じゃ、7名全部採用していいのかという形になってくると思います。全員が職員として適性をお持ちであれば、当然7名採用すべきだと思いますが、どうしても疑問に思われる方が出た場合には、7名じゃなくて5名になる、4名になる、3名になるという場合もあると思います。そういう場合には、当然7名枠を確保しなくちゃなりませんので、2次募集をしなくちゃならないというような状況になってくると思います。

以上です。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

○4番（佐藤信親君） 総務課長の言っていることは大体理解できるんですけども、やはり8月中には大体のおおよその人員がまとまるということになれば、当然1次試験もまだやっていない段階でございますので、やはりある程度のサバ読みの募集要項をつくっておいてもいいんじゃないかなと。当然2次試験には1次試験で不合格になった方も受ける権利はあるわけですね。そういうことも踏まえて、やはりそういう2次募集という方法をいつまでも続けていると、あらぬ疑念が持たれるおそれもあります。

やはり役場という公共性の高い職でございます。誰もがやっぱり公務員になりたいという願望は持っているわけです。ですから、やはりそういう不公平感のないようなきちっとした採用方法でいくというのが王道ではないかなというふうに考えます。余りこれは言っても仕方がないかなというふうに思いますけれども、そういう点を本年度は仕方ないにしても、来年度からやはりきちっとこう見据えていただければなというふうに思います。

この28年の4月1日、209名、これは達成する見込みなのかどうなのか、しないのかどうかについてお伺いしておきたいと思います。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 定員適正化の目標値としては209名ということで目標値を立てております。その中で現在早期退職者、正式な数はちょっとまだ申し上げられませんが、209名までには若干届かないかなと思っております。無理すれば、採用を控えれば209名いきますけれども、それでは当然職務に支障が出てきますので、若干この目標値までは達成できないと思っております。これからもしその目標値を達成するとすれば、指定管理者制度をより導入していく、または民間委託、民営化を進めていく、そういう中でしか、もう定数を削減していくことはできないと思っております。

以上です。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

○4番（佐藤信親君） ある程度理解はいたしておりますが、それと、保育士の採用、ここ近年特に多くなっているわけでございます。過日の全員協議会の中でもお話がありましたように、認定こども園構想と保育園の統廃合と生じてくるわけです。あと幼稚園の保育園との統合とか。いろんな統合再編が行われている中で、なぜこのように保育士がふえていくのか。当然臨時職員に相当頼っている部分もあったのかなというような感じはするわけですが、統合されてくれば、その分保育士も余ってくるわけでございますので、なぜこのようにやるのか、その理由にだけについてお伺いしたいなと思います。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 原則、保育士に関しましては、現在の職員の数を減らさないように考えております。なぜかといいますと、今現在でも臨時職員の方に頼っている部分というのはたくさんございます。これから保育園、幼稚園を統合して認定こども園という町の目玉をつくっていくわけですが、そういう中で正職員をできるだけ多く配置をしていきたいというのが、これも一つの理由になっております。

それから、年代構成というのもございます。保育士さんにつきましては、佐藤議員もご存じのとおり、一時期採用をしなかった時期がございます。そういうことで一部その年代の分だけ抜けています。保育士の年代別の継続性という意味からしますと、抜けるというのは余り好ましくないことですので、毎年その年代を埋めていくという形での採用を計画的に考えていかなくちやならないという部分もありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

○4番（佐藤信親君） 大体言わんとすることは理解しております。

最後になりますが、行財政改革推進計画を立てるということは、民間であれ公的機関の役場であれ、時代の流れや経済の動向によって左右される面が多々あります。このような計画を立ててまで行革を進めようとするのは、過去の行財政運営が放漫である、バブル期のころを考えれば、そのようにどんどん予算も拡大し、人員もふえていく、結果的に不景気になれば、人員削減をしなければいけない、行財政改革を進めなければいけないというふうになってきているわけでございます。ですから、景気がよかろうが悪かろうが、確実にきちっとした財政運営をやっていくということを基本にやっていただければなというふうに思います。

また、一部の職場に負担のかからないように適正な職員の配置ということも考慮していただければなというふうに思います。

先ほど総務課長が若干達成はできないと言っているけれども、やはり事務量が多ければこれは仕方ないことだなというふうに思っておりますので、きちっとした財政運営をやっていくということを継続して、景気がよかろうが悪かろうが、そういう運営に努めていただけるよう切望して、この件については終了といたします。

次の国体開催種目の誘致の取り組みについてでございますが、先ほど要望種目は聞きました。どのような取り組みを具体的になさったのか、その点についてお伺いしたいというふうに思っております。

鈴木議員も国体、何とかこう誘致したいということで、9月の定例会で質問されておりますが、大体その答弁でも理解はしているんですけども、具体的にどのような取り組みをなさったのかについてだけお伺いしたいなというふうに思っております。

○議長（大金市美君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹沼公一君） 具体的な取り組みと申しますと、町のほうで出しましたものは開催意向調査ということだけになります。開催意向調査を出して、競技団体のほうでも競技会場地意向調査というものを県のほうに出すそうです。そのお互いの意向が合ったときに県のほうでヒアリングで調整に入るということを聞いておりますので、調整に入れば那珂川町としてのPRもどんどんできるわけなんですけれども、そこまで至らなかったということが今の現状でございます。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

○4番（佐藤信親君） このアーチェリーに関しては前、亡くなられました星君がアーチェリーの事務局長として大分頑張っていたおかげで、今回も私はアーチェリーがこの那珂川町に来るのかなというふうな期待をしていたわけですが、那須烏山市に持っていかれた。先ほどその競技団体の意向と開催希望市町とのマッチングしなければもらえないということは、逆に言えば、那珂川町は競技団体から見放されているというふうな捉え方をしてもいいのかなというふうになってくるかと思えます。

この取り組み、これから今さら過去のことを騒いでも仕方ありませんので、残されている種目、まだ大まかな種目でいえば10種目残っているわけなんですけれども、これを見いきますと、何が那珂川町で受け入れられるか、ちょっと厳しい種目がいっぱいあるわけござ

います。ですから、これを何とか1つ持ってこられる、当然施設面での整備というのも将来的に見据えた形での要望活動を展開していかなければいけないのではないかなど。例えばそのアーチェリーの場合でも、ちょっと競技場の敷地が狭いとかいろいろな問題点があるかなと思うんですけれども、那珂川町には旅館、ホテル等もございます。そういう宿泊関係の受け入れも十分可能である、温泉もあるということで、何とか1つ、私はこの中で考えられるのはライフル、ビームライフルというのは現在国体の種目の中に入っているのかどうか、ちょっと確認でお伺いしたいと思うんですが。

○議長（大金市美君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹沼公一君） 正式種目の中にはライフル射撃ということで入っています。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

○4番（佐藤信親君） そこにいる穴山君はビームライフルで1回地区大会で優勝したというようにございますので、やはりビームライフルですとさほどの施設、ちょっと改修すればいい程度のもので、せめてビームライフルあたりを積極的に誘致していただければなというふうに思っております。

あとは、残りということになると、デモンストレーションの種目とかそういうので、ちょっとお遊び的なレクリエーション的な面の強い種目ばかりになってしまいますので、やはり正式種目を開催する町ということは、これ、全国に那珂川町の情報を発信する大きな機会でもありますし、また、地元商店街、ホテル等の活性化にもつながってまいりますので、そういう点について、県との太いパイプを生かしてしっかりと誘致をしていただければなというふうに思うんですが、町長、その点についてどのように考えるかお伺いしたいと思います。

○議長（大金市美君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 現在まで正式種目が誘致されない当該長として、非常に残念に考えております。ただいま佐藤議員ご指摘の種目も含めまして、できる限り正式種目、これを誘致できるようにこれから活動を展開してまいりたい、このように考えております。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

〔4番 佐藤信親君登壇〕

○4番（佐藤信親君） やはり町長がトップセールスじゃないですけれども、その事務局を頻繁に訪れ、頻繁に同じことを繰り返すことによって、誘致も可能になってくるのかなと思

ますので、今度は第4次内定になるかどうかちょっとわからないんですけども、今度の内示には那珂川町の名前が載れるように、町の働きかけを希望いたしまして、私の質問を以上で終わりにしたいと思います。

○議長（大金市美君） 4番、佐藤信親君の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

午後も予定があるものですから、午後1時15分再開ということで。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 1時15分

○議長（大金市美君） それでは、再開いたします。

川上議員が2時間ほど欠席となります。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第2、議案第1号 平成28年1月1日から同年12月31日までの間における那珂川町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第1号 平成28年1月1日から同年12月31日までの間における那珂川町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、町においては行財政改革推進計画を進めており、また、新庁舎建設事業という大きな事業を実施中でもあることから、町長、副町長及び教育長の給与について総合的に勘案して、平成27年に引き続き減額措置したいと考えております。

つきましては、町長については月額10%、副町長、教育長の給与については月額5%を平

成28年1月から1年間減額するものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 平成28年1月1日から同年12月31日までの間における那珂川町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例の制定については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第3、議案第2号 那珂川町課設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第2号 那珂川町課設置条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、町では子育てに優しい環境をつくるため、関係課において各種事業を推進している

ところですが、私の公約でもあります子育て環境の充実を図るため、平成28年4月より新たに子育て支援課を設置するものであります。

また、現在、平成29年度の認定こども園開園に向け準備を進めているところであり、新設する課において取り組んでいくこととなります。

子育て支援課は、子育てに対する一貫性に重点を置き、児童福祉及び幼児教育を総合的に担当することで、子供に関連する業務・情報・相談窓口を集約することができ、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援ができるものと考えております。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 補足説明を申し上げます。

本条例の改正は、平成29年度の認定こども園設置と子育て環境の充実を図るため、平成28年4月より新たに子育て支援課を設置するものであり、事務分掌を児童及び家庭福祉に関すること、子育て支援に関することとするものです。具体的には、現在保育園を含む児童福祉に関する事務を担当しております健康福祉課の子育て支援係と学校教育課の幼稚園部門を切り離し、子育て支援課で分掌することとなります。

また、妊娠から出産、育児や教育など、母子福祉及び子育てに関する手続を一貫して担当することとなるため、各種届出等につきましてもおおむね1カ所で済み、子育て支援の充実と利便性の向上が図られることとなります。

条例の施行日は平成28年4月1日とするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

益子明美さん。

○8番（益子明美君） 従来あった健康福祉課の児童福祉に関すること、そして、幼稚園部門を切り離して、子育て支援課に新しく設置をするということなんですが、子育てに関しては生まれたときから就学時までということだけでなく、大人になるまでが全ての子育ての一環なんですよ。そういった意味では、多くの市町村では教育委員会部局にこの課を置いているところがあるんです。あえて那珂川町ではこの子育て支援課はそういった形をとるっていうと

ころの意義というんですか、利点というか、そういうところをまず1点お伺いいたします。

○議長（大金市美君） 答弁願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） お答えいたします。

確かに、子育てに関しては一般的には妊娠、出産から18までという部分ではありますが、特に那珂川町の場合ですと、就学前の子供に対するいろんな課題があるという部分もあります。当然、就学前ばかりではなくて、放課後児童クラブ、その他家庭教育、そういうふうな部門、学校教育以外の部門に関しては子育て支援課のほうで担当するというところでございますので、教育委員会部局において就学後の部分を中心に一貫性という部分でやっている部分も多いですけれども、那珂川の場合ですと、就学前の部分に力を入れて早い時期から就学に向けての子育て支援を行いたいということを重点に考えまして、町長部局ということで考えておったわけでございます。

○議長（大金市美君） 益子明美さん。

○8番（益子明美君） 就学前の課題がたくさんあるということなんですが、課題の一つとして、就学前の、要するに保育園、幼稚園で起こっている課題がスムーズに学校教育を受ける段階で連携がとれないということもあったんです。そういう部分で言えば、本来は教育委員会部局において、一貫して子育て政策という形で考えていかれるほうがいいのかと思うんですが。

ただ、今の町の執務的な現状を見てみるとなかなかそれが難しいので、ある期間において子育て支援課をそういった形にしているのかなというふうにはちょっと理解をしているんですが、将来的に学校教育課のところと一緒に教育委員会部局に移すという考え方があるのかどうか、その2点をお伺いしたいと思います。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） まずその課題の部分としては小さい子供、特に妊娠、出産、育児の小さい部分に関しては、保健師等の部分が重点的になってくるというものがあります。そこから、今度は3歳あたりの幼児教育の部分から始まりまして学校につないでいくという部分でありますので、決して教育関係等の部門のつながりがうまくいかないという形ではなくて、今後、連携強化いたしまして、学校教育の分野でも新たな強化をあわせて補強を考えておりますので、その部分とあわせて連携強化して、すんなり幼・小・中連携事業なんかにつなげていくという形のものでございます。



そういうような形で、今後とも特にその子育てという部分に関しましては、早い時期からの指導、あるいは教育という部分を考えていくと、学校分野よりもさらに早い時期の親の教育という部分も含めまして、今後も町長部局から、その後につきましては状況という部分もあると思いますが、当面、町長部局ということになり設置するものでございます。

○議長（大金市美君） 益子明美さん。

○8番（益子明美君） 決して子育て支援課というのに設置を反対しているわけではなく、現状よりも子育て支援がしやすくなるその政策を打ち出しやすくなる住民サービスの向上のための設置ということであるので、それに関しては前向きに捉えているものなんですけど、本当にその幼児期までの子育ての問題がうまく学校教育に入っていくに当たって、スムーズに情報が共有されてないという現状をよく耳にするので、そこの辺をうまく横の連携でとっていただかないと、子育て支援は学校に入るまでということでは決してないんだというのは皆さんご承知のとおりのところなので、それ以前をしっかりといただくということと、よりスムーズに学校教育部局につないでいかれるということと理解したいとは思いますが、その辺、現状等見て、子育て支援課になったときに新たに改善されていくというところはどこにあるのか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 現状ですと、幼稚園、保育園の部分でそれぞれ指導要領等あるいは育児記録という部分を小学校につないでいくというような部門でありますけれども、今回目玉として出てきます認定こども園ということで、小さいうちの教育に関してはもう幼稚園も保育園もなく一緒に幼児の教育、それから保育ができる。その中の部分を今度は一体となって小学校につないでいけるという部分が新しくできてまいります。

また、現在でも不登校等も含めまして、要対協ということで育児関係の問題の解決に当たっている組織もございまして、その分野で学校の指導主事等も中に入ってもらって問題解決に当たっているものであります。その分野につきましては連携を強化する形の中で、人員増等も含めまして検討していきながら、より連携を強化していった役割分担ができるような形での方向に持っていきたいというふうに考えています。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 認定こども園に移行するという形で庁内の組織変更という、これが主要なこの条例設置ということなんだと思うんですけども、こういうふうに移行する中で一

番その関心事になるのは健康福祉課、あるいは学校教育課からそれを取り出して、この新しい課の設置ということだけでは、これはその子育て支援というものの十分な任務というものは果たせないというふうに私は思うんです。

そこで、実際の中身をお聞きしたいんですけども、そういうふうな形で組織変更すれば、当然、人が動くわけです。この人事配置をどういうふうにするのかということと、それに伴う財政的措置、これどういうふうになるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） まず、人事の配置ですが、現在の定数の中で7名から8名程度を考えていきたいと思っております。ただ、現在の定員数の中ですから、当然健康福祉課の職員は減ったり、それから、学校教育課の職員が減ったりということはあり得ると思います。

それから、財政的な面ですけども、当然、来年度からということになりますので、十分な手当てができない部分もスタートの年ですからありますが、現状の予算はこの子育て支援課に移行する中でも確保していけるものと思っております。

以上です。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） この問題には、これまでですとひばり幼稚園を建設するとき、そういう幼保一元というか一体的にやるという話が出てきて、すぐにこういう認定こども園みたいなものにしていくというような構想だったというふうに私は受け取っていたんです。

ところが、全国的にもこの認定こども園をすると、実際には国のほうからの援助措置というのが来なくて、逆に財政的負担が自治体に重くなるということで、及び腰になってきたというのは実態だったというふうに思うんです。そういうものを見て、当町においても認定こども園のこの進行ぐあいというのは遅くなってきたというのが実態だろうというふうに思います。そのちょっと担当に、あるいは町長にでも確認しておきたいんですけども、そのことと、今回新しい課を設置することによって、そういうことが変わらないのかどうか。

新しく課を設置することによって、改めて町の財政的負担が重くなるのか、あるいは、こういうふう子供に優しい環境づくりということで、当町にとってはとりわけ重要な課題だろうと思います、これを漸進的に取り組んでいくという中で、そういうことならば国も援助しようということで財政的措置がそういう取り組みに大きく交付税でもどういうふうな形でも、とにかく町に援助するという財政的な措置が大きくなるのかどうか、こういう点で改めて伺っておきたいと思っております。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） まず、当時の経過から申し上げますと、当時はひばり幼稚園の建設用地を確保する段階で、幼保の一体化というような形で、いわゆる併設ということで、幼稚園と保育園を同じ敷地に建設するというような構想で当時の用地を整備したという状況でありました。その後に旧認定こども園というような組織ができて、その当時は文科省と厚労省両方の認可手続、それから、その後の指導関係も受けなければいけないというような状況であったものですから、その当時の保育所等の再編整備計画としてはちょっと時期尚早であるというような結論でありました。

その後、ことしの4月から施行されました子ども・子育て支援法になりまして、これが内閣府に一元化され、申請関係、あるいはその後の指導等についても一つのものにできるということになって、やっと一部動きが出てきたというところでございます。ただ、大森議員のご指摘のあった部分に関しましては、前半の一般質問の益子議員のところでもちょっと答えましたけれども、公定価格ということで、運営の費用のものを国が全般的に捉えて、その分の保育料以外の部分に関して、町のほうから全部出すという形のやり方でありましたが、ただ、その算定上、大規模なものに関してはスケールメリットがあるということで、低く捉えていたということで、一時期認定こども園の移行へのためらい、あるいは返上というようなものがニュースにありました。

その後、国のほうでその算定を変えまして、十分経営的にも成り立つということで、最近では県内でももう既に4月の段階で50を超えている認定こども園になっているというような状況になっておりますので、その辺に関しましては、十分移行については問題になってこないかなというふうに思っております。ただし、私立じゃなくて公立の場合ですと、交付税措置ということでございますので、直接的な運営補助という形にはなりませんけれども、それにつきましては十分新しいものとしての今後は頼れるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大金市美君） よろしいですか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） ちょっと答弁が不十分だと思うんです。財政的な措置でもって国の援助策というのは増大するのかどうかというのは答弁がなかったと思うんです。それを答弁の可能な限りちょっといただきたいと思うんですけれども。

それと、今度の条例におきましては、児童及び家庭福祉というのが入っています。だから、

これまで家庭福祉というのはなかったんですね、旧条例の中には。改めて家庭福祉というのが今度の新条例に入ってきました。それは子育て支援課ですから子育て支援というのはこれは当然入っているわけですが、家庭福祉というのが新しく挿入されましたね。そうしますと、この改めて入った挿入部分については、具体的に取り組む内容があるわけですね。これは、国のほうでは、厚労省のもとで家庭福祉課というのがつくられているんです。厚労省にはそういう課があるんです。県は調べてみたら、県には何だかこういう家庭福祉課というのはなくて、仕事は同じような内容で名称が違う形でやっているんだろうと思うんですけども、そういうことで流れとしては、子育て支援課の中に家庭福祉に関するものが入ってきたということでは、改めてこういう仕事をするわけですから、内容的には今までも健康福祉課でやってきたものもあるのかもしれませんが、いずれにしても条文としては新しく入ったということなわけですので、それで財政的な流れ、先ほど2つ重なってきますけれども、そういう点では、交付税の新たな措置というものはなされるのかどうか。その辺も研究はされているんだと思いますので、条例設置に当たりまして伺っておきたいと思います。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） まず、第1点、交付税等の財政措置、これにつきましては、ふえも減りもいたしません。今までと変わりありません。

それと、新たに児童、今までですと健康福祉課ですと児童福祉に関することということで、1本しか入ってございませんでした。それを従来から家庭福祉に関することもやっておりましたので、改めてここに児童とそれから家庭の福祉に関することという形で特出しをしたわけでございます。

事務分掌の詳細につきましては、4月の施行日までに、新たに事務分掌規則というものがございしますので、その中で具体的に定めてまいりたいと考えております。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 那珂川町課設置条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第4、議案第3号 那珂川町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第3号 那珂川町税条例等の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成27年3月31日に公布されました地方税法の一部を改正する法律により、納税猶予制度の見直しと法人番号規定の改正が行われたことによるものであります。

また、個人及び法人などの電子申告の普及に伴いまして、電子申告ができる町税書類とその取り扱いを規定するため、那珂川町税条例等について所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大金市美君） 税務課長。

○税務課長（薄井健一君） それでは、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、平成27年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律の公布により、地方税法の納税猶予制度の見直しと法人番号規定の改正が行われたことによるものであります。

また、あわせて、個人や法人及び税理士などからの電子申告の普及に伴いまして、電子申告等ができる町税書類と取り扱いを条例で明確に規定するための改正であります。

議案書の最後に添付してあります参考資料をごらんいただきたいと思います。

今回改正を行う条例は、平成17年10月1日公布の那珂川町税条例と平成27年3月31日公布の那珂川町税条例等の一部を改正する条例であります。

まず、那珂川町税条例の一部改正についてご説明をいたします。

那珂川町税条例第5条は、電子申告ができる町税書類と取り扱いについて条例上の規定を設けるものであり、主な町税書類につきましては、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、法人町民税申告書等、固定資産税償却資産申告書、税理士作成の申告関係の書類であります。

次に、第8条から第13条までであります。地方税法の改正による納税猶予制度の見直しによるものであります。

まず、第8条であります。納税猶予に係る町の徴収金の分割納付、または分割納入の方法を定めるものであります。徴収猶予及び徴収猶予の延長に係る分割納付、または分割納入の方法及びその変更と変更した場合の通知につきまして規定するものであります。

第9条は、徴収の猶予の申請手続等について定めるものであり、徴収猶予の要件及び申請手続、延長申請手続、申請手続書類を定めるものであります。

主な手続申請書類といたしましては、納付または納入することができない詳細な事実を証する書類、町の徴収金の年度、種類、納付期限及び金額を記載した書類、猶予を受けようとする金額及び期間を記載した書類、分割納付または分割納入の方法を具体的に記載した理由書、財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類、猶予金額が50万円を超え、猶予期間が3月以上の場合の担保の提供に関する書類などであります。

次の第10条であります。徴収猶予の取り消しを定めるものであります。徴収猶予を受けた者が地方団体の徴収金を滞納した場合や、町の同意なく自動車などの高額な財産を取得した場合などの徴収猶予の取り消しの事由を定めるものであります。

続きまして、第11条であります。職権による換価の猶予の手続を定めるものであります。職権による換価の猶予の手続及び手続書類を定めるものであり、主な手続書類につきましては、第9条の規定による徴収猶予の申請手続書類に準じる書類であります。

次の第12条は、申請による換価の猶予の手続等を定めるものであります。滞納者からの申請による換価の猶予の要件及び申請手続、延長申請手続、申請手続書類を定めるものであり、主な申請手続書類につきましては、第9条の規定による徴収猶予の申請手続書類に準じる書類であります。

第13条は、担保を徴する必要がある場合を定めるものであり、猶予に係る担保の徴取を不要とする基準といたしまして、猶予金額を50万円以下、猶予期間を3月以内と定めるもので

あります。

第14条から第17条までは条項の整理であり、第18条は法律番号の整理であります。

次に、平成27年3月31日公布の那珂川町税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてであります。これはマイナンバー法の施行により、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことによる改正であります。

第2条の用語は、法人番号規定の削除であります。

第36条の2の町民税の申告は、法人番号規定の追加であります。

第63条の2は、施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申し出を規定するものでありますが、具体的には、建物の区分所有、いわゆるマンションなどに関する共有部分の持ち分の割合の補正の方法の申し出であり、第36条の2と同様に、法人番号規定の追加であります。

第89条の軽自動車税の減免は、改正による文言の整理及び法人番号規定の追加であります。

第139条の3の特別土地保有税の減免及び第147条の入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告につきましては、いずれも法人番号規定の追加であります。

附則第1条は、改正による条項の整理であります。

次に、今回上程をいたしました一部改正条例の附則第1条は、施行期日を定めるものであり、納税猶予制度の見直しに関する改正規定は平成28年4月1日、電子申告ができる町税書類と取り扱いに関する改正規定は公布の日、法人番号規定の改正に関する改正規定は平成28年1月1日であります。

附則第2条は、徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置につきましては、改正前については旧法を適用し、従前の例による取り扱いを定めるものであります。

なお、当町那珂川町においては、徴収の猶予並びに換価の猶予については、現在のところ該当がありませんので、申し添えをさせていただきたいと思っております。

以上で、説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大田市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 那珂川町税条例等の一部改正については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大田市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号～議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大田市美君） 日程第5、議案第4号 平成27年度那珂川町一般会計補正予算の議決について、日程第6、議案第5号 平成27年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決について、日程第7、議案第6号 平成27年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について、日程第8、議案第7号 平成27年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決について、日程第9、議案第8号 平成27年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、日程第10、議案第9号 平成27年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決についての6議案は、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま一括上程されました議案第4号から議案第9号、平成27年度那珂川町一般会計及び各特別会計補正予算の議決について、提案理由の要旨を申し上げます。  
まず、一般会計補正予算から申し上げます。

今回の補正予算は、人事異動に伴う職員人件費や認定こども園整備事業に伴う費用のほか、国・県補助事業費の追加認定になったもの、今後の需要を見越した不足額などを計上するものであります。その補正額は1,500万円となり、補正後の予算総額は97億8,570万円となり



ました。

補正予算の主なものは民生費で、認定こども園実施設計業務や今後の整備事業に必要な財源を確保するため、福祉基金への積立金など7,724万4,000円を計上しました。減額の多いものでは人件費で、人事異動や職員の減、町長10%、副町長、教育長5%減額の実施など1億3,699万8,000円を減額するものです。

以上、歳出予算の主なものを申し上げましたが、これらに要する財源は、国・県支出金、繰越金を充てることといたしました。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計であります。今回の補正はケーブルテレビ施設管理運営費及び職員人件費などに600万円を計上するもので、その財源は繰入金を充当いたしました。

これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は5億1,424万7,000円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。地域支援事業費及び職員人件費などに100万円を計上するもので、その財源は国・県支出金、繰入金、繰越金を充当いたしました。

これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は18億6,400万円となりました。

次に、下水道事業特別会計であります。施設管理費及び職員人件費などに500万円を計上するもので、その財源は繰越金、諸収入を充当いたしました。

これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は3億1,600万円となりました。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。施設管理費に100万円を計上するもので、その財源は繰越金、諸収入を充当いたしました。

これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は5,000万円となりました。

次に、簡易水道事業特別会計であります。維持管理費や原水浄水施設等工事費のほか、職員人件費などで750万円を計上するもので、その財源は繰越金、諸収入を充当いたしました。

これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は2億3,750万円となりました。

以上、一般会計、ケーブルテレビ事業特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、簡易水道事業特別会計補正予算についてその大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 補足説明を申し上げます。

一般会計補正予算書の8ページをごらんください。

事項別明細書により、歳入から申し上げます。

14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金の補正額は9万7,000円の増で、選挙人名簿システム改修費に係るものであります。

15款県支出金、2項4目農林水産業費県補助金の補正額は371万4,000円の増で、環境保全型農業直接支払交付金、農地中間管理事業費及び地域特用林産物安定供給促進事業費に係るものであります。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は1,118万9,000円の増で、前年度繰越金であります。

9ページ、歳出に入ります。

1款議会費、1項1目議会費の補正額は334万3,000円の減で、議員人件費は議員1名減によるもの、職員人件費は共済費の負担率改定によるものであります。

なお、職員人件費につきましては、当初予算編成後の人事異動に係るもの及び共済費の負担率改定によるものでありますので、以後、説明を一部省略させていただきます。

続きまして、2款総務費、1項1目一般管理費の補正額は112万6,000円の減で、特別職人件費は町長が10%、副町長が5%の給与減額等によるもの。職員人件費のほか総務管理費は臨時職員社会保険料の増額によるもの。

3目会計管理費の補正額は60万8,000円の減で、職員人件費を減額するもの。

2項1目企画総務費の補正額は340万8,000円の増で、職員人件費のほか、ケーブルテレビ事業特別会計繰出金は、光ケーブル移設に係る工事費相当額を繰り出すものであります。

10ページに続きます。

3項1目税務総務費の補正額は917万9,000円の減で、職員人件費を減額するもの。

4項1目戸籍住民基本台帳費の補正額は488万6,000円の減で、職員人件費のほか、個人番号カード交付事業費は顔認証システム機器購入費を計上するもの。

5項1目選挙管理委員会費の補正額は32万4,000円の増で、公職選挙法改正に伴うシステム改修に係るものであります。

11ページに入ります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の補正額は9,030万7,000円の増で、職員人件費のほか、福祉基金費は認定こども園整備に必要な財源を確保するため、積立金を計上するもの。

3目老人福祉費の補正額は29万円の増で、介護保険特別会計繰出金は、地域支援事業費の

増加に伴い、町からの繰出金を増額するもの。

2項1目保育園費の補正額は1,006万1,000円の減で、職員人件費のほか、認定こども園整備事業費は施設整備実施設計業務に係るもの。

2項2目児童措置費の補正額は329万2,000円の減で、職員人件費を減額するものであります。

12ページに入ります。

4款衛生費、1項1目衛生総務費の補正額は416万6,000円の減で、職員人件費を減額するもの。

4目環境衛生費の補正額は969万6,000円の減で、職員人件費を減額するものであります。

5款農林水産業費、1項2目農業総務費の補正額は1,006万2,000円の減で、職員人件費を減額するもの。

3目農業振興費の補正額は302万8,000円の増で、農業振興諸費は環境保全型農業直接支払交付金及び農地中間管理事業費が追加認定になり増額されるもの。

5目農地費の補正額は100万円の増で、町単農村振興事業費は北向田地区用水施設工事、三輪地区排水整備工事の2分の1を補助するもの。

2項2目林業振興費の補正額は90万8,000円の増で、林業振興諸費はシイタケ生産業の運搬車及び乾燥機購入に係る補助金を計上するものであります。

13ページに入ります。

6款商工費、1項1目商工総務費の補正額は227万7,000円の減で、職員人件費を減額するものであります。

7款土木費、1項1目土木総務費の補正額は166万7,000円の減で、職員人件費に係るもの。

2目地籍調査費の補正額は1,104万9,000円の減で、職員人件費を減額するものであります。

3項1目砂防費の補正額は885万円の増で、急傾斜崩壊対策事業費は県実施工事の増に伴い、負担金の増額を計上するものであります。

14ページに入ります。

9款教育費、1項2目事務局費の補正額は336万4,000円の減で、職員人件費を減額するもの。

2項1目学校管理費の補正額は649万3,000円の減で、職員人件費を減額するもの。

3 項 1 目学校管理費の補正額は82万2,000円の減で、職員人件費を減額するもの。

3 目学校施設整備費の補正額は121万円の増で、馬頭中学校の給水ポンプ交換工事及び部室の棚の購入費を計上するものであります。

15ページに続きます。

4 款 1 項幼稚園費の補正額は690万6,000円の減で、職員人件費を減額するもの。

5 項 1 目社会教育総務費の補正額は1,106万2,000円の減で、職員人件費を減額するもの。

3 目図書館費の補正額は105万7,000円の増で、職員人件費のほか、図書館管理運営費は馬頭図書館及び小川図書館のエアコン修繕工事を計上するもの。

6 目美術館費の補正額は425万5,000円の増で、職員人件費に係るもの。

7 目なす風土記の丘資料館管理運営費の補正額は34万8,000円の増で、産休を取得する職員の代替としての臨時職員に係るものであります。

16ページに続きます。

6 項 1 目保健体育総務費の補正額は6,000円の減で、職員人件費のほか、小川卓球スポーツ少年団の全国大会及び馬頭ウィングスポーツ少年団の関東大会出場に係る補助金を計上するもの。

3 目給食センター費の補正額は8万円の増で、職員人件費に係るものであります。

17ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書8ページ、事項別明細書により、歳入から申し上げます。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金の補正額は600万円の増で、一般会計からの繰入金であります。

9ページ、歳出に入ります。

1 款ケーブルテレビ事業費、1 項 1 目管理運営費の補正額は600万円の増で、職員人件費の減額及びケーブルテレビ施設管理費は、町道76号線白久地内道路改良工事に伴う光ケーブル張り替え工事、国道461号線健武馬坂地内道路改良工事に伴うケーブル張り替え工事、県道福原小川線柳林地内道路改良工事に伴う光ケーブル張り替え工事及び大内大那地地内N T T 中建て替えに伴うケーブル移設工事に要する経費を増額するものであります。

10ページ以降は今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ごらんいただきたいと思

います。

以上で、ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 続きまして、介護保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

予算書の8ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から説明いたします。

3款国庫支出金、2項3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は34万2,000円の増、5款県支出金、2項2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は17万円の増、7款繰入金、1項3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は17万円の増で、いずれも地域支援事業費の増による負担割合分の増額です。

5目その他一般会計繰入金は12万円の増で、一般管理費の増に伴うものです。

8款繰越金、1項1目繰越金の補正額は19万8,000円の増で、前年度繰越金です。

9ページ、歳出に移ります。

1款総務費、1項1目一般管理費の補正額は12万円の増で、研修旅費です。

3款地域支援事業費、2項4目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費の補正額は11万3,000円の減で、職員人件費の減額によるものです。

5目任意事業費の補正額は99万3,000円の増で、紙おむつ購入助成事業費の増額によるものです。

10ページ以降は給与費明細書ですので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田代喜好君） 続きまして、下水道事業特別会計補正予算について補足説明をいたします。

補正予算書8ページ、事項別明細書により、歳入から申し上げます。

5款繰越金、1項1目繰越金の補正額は489万1,000円の増で、前年度繰越金であります。

6款諸収入、1項1目雑入の補正額は10万9,000円の増で、東京電力からの補償金であります。

9ページ、歳出に入ります。

1 款下水道事業、1 項 2 目施設管理費の補正額は500万円の増で、人事異動に伴う人件費の増、施設管理費は小川水処理センターの自家発電受変電設備の改修工事のための増であります。

10ページからは給与費明細書になりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、下水道事業特別会計補正予算の説明を終わりにします。

続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算について説明いたします。

補正予算書 8 ページ、事項別明細書により、歳入から申し上げます。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は72万5,000円の増で、前年度繰越金であります。

5 款諸収入、1 項 1 目雑入の補正額は27万5,000円の増で、東京電力と栃木県からの補償金であります。

9 ページ、歳出に入ります。

1 款農業集落排水事業費、2 項 1 目施設管理費の補正額は100万円の増で、マンホール周辺の舗装周辺工事であります。

以上で、農業集落排水事業特別会計補正予算の補足説明を終わりにします。

続きまして、簡易水道事業特別会計補正予算について、補足説明いたします。

補正予算書 8 ページ、事項別明細書により、歳入から申し上げます。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は711万8,000円の増で、前年度繰越金であります。

5 款諸収入、1 項 1 目雑入の補正額は38万2,000円の増で、東京電力からの補償金であります。

9 ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費の補正額は624万2,000円の減で、人件費と一般管理費の減によるものです。一般管理費は、消費税の確定による減であります。

2 款水道事業費、1 項 1 目簡易水道管理費の補正額は1,374万2,000円の増で、大田原市からの応急給水のための使用料と消火栓のかさ上げ工事及び小砂導水場の電動弁交換工事に要する経費であります。

10ページからは給与費明細でありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、簡易水道事業特別会計の補正予算の補足説明を終わりにします。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりましたが、ここで休憩をいたします。

再開は 2 時25分といたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時25分

○議長（大金市美君） 再開いたします。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、会計名、補正予算書のページをお示してください。

質疑はございませんか。

石田彬良君。

○13番（石田彬良君） それでは、一般会計の歳入で農林水産業、ページ数8ページなんですけれども、ちょっとわかりづらい説明だったんですけれども、農林水産業県補助金の中で、環境保全型農業直接支払交付金と農地中間管理事業費、この内容をちょっとお聞かせいただきたいんです。

そして、その下の先ほど歳出のほうで特用林産物に関してはシイタケ関係だという説明があったのでこれはわかったんですけれども、さきに言った2項目について説明をお願いします。

○議長（大金市美君） 農林振興課長。

○農林振興課長（穴山喜一郎君） それでは、まず初めは環境保全型農業直接支払交付金66万2,000円ですけれども、これにつきましては有機農業に取り組む農業者へ支援するためのものであります。国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を補助するものであります。

取り組みの内容としましては、化学肥料を使わないといったものでございます。

次に、農地中間管理事業費211万4,000円ですけれども、これにつきましては、農業の経営転換、田んぼを全て農地中間管理機構に貸す場合、50アール以下の場合30万円、50アールから2ヘクタールまで、これが50万円、2ヘクタール以上が70万円ということで一時金が出ます。

以上でございます。

○議長（大金市美君） 石田彬良君。

○13番（石田彬良君） 説明はいただきましたが、これに関する農家の戸数、環境保全型のこの有機農業、これに該当する農家数と、それから今言った中間管理事業費に関しても農家の戸数をちょっとお聞かせいただきたい。

○議長（大金市美君） 農林振興課長。

○農林振興課長（穴山喜一郎君） まず初めに、有機農業につきましては、有機農業チャレンジクラブという組織に対しての補助金でありまして、構成員が9名、うち町内が7名でございます。農地中間管理機構につきましては、合わせまして7件の申請でございます。

以上です。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

佐藤信親君。

○4番（佐藤信親君） 13ページの7款2項地籍調査費、これ給与がそっくり大体1名分ぐらい減っているんですけども、従来3名でやられていたのかなと思うんですけども、2名になったのかどうなのか。地籍だけでこれだけの金額が給与関係で減になるというのは、1名分がどこかにいったのかなというような感じがしますので、その点についてお伺いいたします。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 職員数については変わりございません。失礼しました。今現在3名ですが、4名分の当初の予算をとってございました。すみませんでした。

○議長（大金市美君） 再質問ありますか、佐藤議員。

○4番（佐藤信親君） ありません。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 人件費のことで質疑がありましたけれども、私は総体的に今度のこの人件費が各課でもってほとんど減額になっています。この主要因をちょっとお聞きしておきたいなというふうに思います。参考にその総括表も出ておりますけれども、これを見れば総体的な額とかはわかりますけれども、その内容をお示しをいただきたいというふうに思います。

関わる関連事項としまして、15ページの美術館費がここは特別に減額ではなくて、プラスになっているんです。それで425万5,000円が補正されています。この美術館に関してはそういうことで、ほかの課とは違って増額になっています。この点でもその内容を伺ってきたいと思います。

以上です。

○議長（大金市美君） 総務課長。



○総務課長（橋本民夫君） まず、職員人件費の人数につきましては、当初予算に比較しまして3名分減っております。

それから、当然当初予算のときには今年の今ほどの人数でやっておりますので、退職者の分についても現在数でやっております。当然退職者が退職した後に新規採用職員が入ってきますので、その差額分もございます。

それと、喜ばしいことですが、本年度、育児休業者が6名おります。これについては、町が給与として支払うのではなくて、職員が加入しております共済組合のほうから給与に見合う分が支給されます。ということで、町のほうからは支給しないという分で人件費が減額になる、主な理由はその点になると思います。

それと美術館の分は、昨年度学芸員を1名採用しましたので、その分の増でございます。

以上です。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） これが最後の補正かどうかはわかりませんが、12月だから大体最後になるのかなと思っています。まだ3月までだとまだやりますかね。最終的なことではないのかなど。人件費の関係で臨時職員というものの費用というのはちょっと見えてこないんですけれども、わかれば、この表の中でどういうふうなものになっているのか示すことができれば、お示ししていただきたいなと思います。

人数は、総体でマイナス3で、金額は1億3,691万2,000円ということで減額、総括表にはこういうふうになっています。金額的にはこうですが、これで今臨時職員のこともお話ししましたが、ぎくしゃくしないのかなという感じなんですけれども、この人数構成、それぞれの課でもって減額の金額が示されているということは、その3名の減員と臨時職員のことがちょっとわからないので、そこにあらわしてもらいたいんですけれども、それでつじつま合わせをしていることになるわけですが、これの大ざっぱで結構ですが、職員体制、そういうことでの説明できる部分についてお願いしたいなと思います。

それから、美術館の件では、学芸員を1名ふやして増額になっていますけれども、私はいつも町の宣伝する分野の一つとして、美術館を大事にしていくということは非常にいいことですが、425万5,000円を増額した成果、それをも示すことができればお願いしたいなと思います。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） まず、1点目は臨時職員関係でございますが、補正予算のこの

給与費明細書には、臨時職員の数は全く入っておりません。正職員の数だけですので、比較はできないと思っております。ただ、先ほど補足説明の中で財政課長が申しあげましたように、育休の職員のための補充、産休職員のための臨時職員の補充という形で、風土記の丘資料館の中で30万何がしの補正があったと思います。

今現在、臨時職員がおりますけれども、先ほど申しあげましたように、育休、産休で休んだ方の代替として、臨時職員を採用しているところでもあります。ただ、この表には上がってきておりません。

それから、この1億3,000万の減額ですけれども、現在の配置職員数により、3月までの給与支払い見込額により再計算をしたトータルの数字として、1億3,000万が減額になっているという形になっております。

ただ、今現在人事院勧告に伴う給与改定が行われておりますが、今年中に臨時国会が開催される見込みが立っておりません。そういうことで、給与改定分につきましては、通常ですとこの12月補正予算で相殺をするわけですが、相殺ができませんので、改めて年が明けてからその給与改定に伴う増額分は補正予算として増額する予定でございます。それと、早期に退職する職員もおりますので、その分の負担金等もあわせて増額で補正をすることになっております。

それから、美術館の職員、学芸員1名ふえましたけれども、昨年度は1名分、その前に2名体制でしたが、昨年度は1名分しか予算をとっておりませんでした。ということで、今現在2名になっておりますので、学芸員が1名ふえた形になっておりますが、当初の学芸員の人数からすれば2名でしたので、1名が補充されたというふうに理解をいただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（大金市美君） よろしいですか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） もう一回補正があるから、ちょっと最終的なことはまだまだ人件費というのははっきり確定したことはわかりませんし、またその人事院勧告の話も出てきたということで、それは3月までわからないということなんですね。このような結果で、職員だけで1億3,691万2,000円がそのまま今年度は減額というふうなことになるれば幸いかなと思えますけれども、3月にこれから補正があるということでも見る必要があると了解いたします。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

なお、採決は1件ごとに行います。

議案第4号 平成27年度那珂川町一般会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 平成27年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 平成27年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 平成27年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 平成27年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 平成27年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第11、議案第10号 那珂川町青少年旅行村「那珂川グリーンヒル」に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第10号 那珂川町青少年旅行村に係る指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、那珂川町青少年旅行村「那珂川グリーンヒル」について、利用者の利便性の向上と管理運営の効率化を図るため、指定管理者の候補者、有限会社星種豚場を指定管理者として指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大金市美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（坂尾一美君） 補足説明申し上げます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、那珂川町青少年旅行村「那珂川グリーンヒル」であります。指定管理者に指定する法人は、那珂川町馬頭2444番地、有限会社星種豚場 代表取締役 星 正美氏であります。指定管理の期間は平成28年4月1日から平成

31年3月31日までの3年間であります。

参考資料をごらんください。

1の管理を行わせる施設の概要は、資料記載のとおり、敷地及び敷地内の各施設であります。

2の指定管理の業務としては、施設の維持管理及び運営に関する業務であります。

3の利用料金収入等の取り扱いは、指定管理者の収入として、施設の管理運営費に充てることにしております。

4の指定管理料は、施設の管理に必要な経費として、年額520万円を限度として各年度の指定管理料は年度協定で定め、指定管理者に支払うこととしております。

5の候補者の選定経緯は、募集方法は一般公募で募集しました。現地説明会を開催後、募集期間を設け応募した1事業者について10月29日選定委員会を開催し、事業計画の説明を受け、質疑応答後の選定委員会での審査の結果、有限会社星種豚場を指定管理者の候補として選定いたしました。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 全員協議会のときに、かなり質疑応答がありました。ほぼその内容等は了解をいたしております。その上で、以下の点で伺っておきたいと思っております。

144万の使用料、私は全員協議会のときにも伺いました。民間活力導入ということで、今まで余り野外ステージも活用されない、あるいはほかのバンガローとかの施設も使用が年々低下している中でそういった民間活力の導入ということで、この大事な町の施設を活性化させるという意味で指定管理をするわけですけれども、144万以下になった場合のことで明確な私は答弁を言われたというふうには思っておりません。再度この点でそういった指定管理にする以上、活性化を目指すということがひとつあるわけです。使用料の増加ということで、町としてもこれは希望していると思うんです。以下であった場合にどうするかという点で、もう一度明快な答弁を得ておきたいというふうに思います。

それから、野外ステージのことをお聞きしました。全然使っていなかったと。一回も使用されなかったと。あれだけの施設を利用されていなかったんですね。そういう点では、今ま

での不始末といいますか、町の取り組みというのは非常に弱いわけです。柔軟性がないというか企画力が弱いとかがあって、町がそういう施設があっても全然利用しないということでは、今度この民間業者を活用して、野外ステージについても使用してもらおうという希望があると思うんです。こういうことで、事業計画説明というのはもう聞いているんだと思いますけれども、この点では事業者はどういうふうなことを説明していたかを伺っておきたいと思います。

それで、3点目ですけれども、小口地域にはかなり公共施設があります。しかし、公共施設と住民とのかかわりぐあいというのは、非常に私は弱いと思っています。野外ステージのことにつきましても、町がもっと企画力があれば、地域の皆さんももっと活用できるような場に連れてこられるか、あるいは町の地域の活性化のためにも役立つようなものにできたはずなんです。1年を通して一度も使用できないということでのそういうことを見ましても、地域との結びつきというのは非常に少ないわけです。これでは私は今までの惰性では、地域の活性化策にはこういういい施設があってもそのままになってしまうので、ぜひとも今度こそ指定管理者にするならば、地域との密着性というものもぜひ演出してもらいたいなというふうに思います。そういう点ではどんな説明があったかを伺っておきたいと思います。

○議長（大金市美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（坂尾一美君） まず、使用料、お示ししました算定より少なくなった場合ですが、募集要項の中には、一つのリスク分散ということをやりたいまして募集をしております。一つには、利用ニーズが少なくなった場合、それと物価等の変動の場合、あとは金利の変動、そういうリスクに関しましては、事業者で負担をお願いしますというようなことで募集をしておりますので、そういうことが発生した場合は、随時そのような形でお互いに協議して対応をしていきたいと考えております。

それと、屋外ステージの今回指定管理を受ける事業者さんの利用につきましては、特段その点についての利用についてはございませんでしたが、ただあそこの中で独自の事業を展開していく中で、今後検討していくというふうに聞いております。

それと、地元との交流につきましても、感謝祭等の開催をしまして交流を図るようなこと、また地元の雇用が当然そこで生まれますので、地元からの雇用ということを考えているというように聞いております。

以上です。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 3番目の点では、感謝祭等をぜひ取り組んでもらいたいと思うんですけれども、1、2の点ではまだまだ明快な答弁を得たというふうには私は受け取りません。それは、活性化させるために指定管理を委託するわけですから、ぜひとも少なくとも144万以上にしていくような、そういう町の指導というものもぜひとも私は求めておきたいと思うんです。

それを担保するには、やっぱり指定管理を外しますよというようなことまでもきちんとしないと、だらだらとこの520万を渡し切りということになっては困るわけです。私は、ぜひ業者は受けるには利益を見越しているんだろうし、また町の取り組みでこういう状況なんだから、これ以上のことはできますよという自信を持っているから受けるのだと思うので、こんなことはないと思うんですけれども、町がそういう施設活性化、こういうものをしっかりと期待するならば、町の指導というものはぜひそういう点ではその最低線は下らないことをぜひ強く持っていつていただきたいというふうに思うんです。

それで、私は先ほど全体の中で野外ステージだけを取り上げましたけれども、私は一般質問の中で、全体の敷地面積はここに書かれていませんね。70……

〔「8万8,000円」と言う人あり〕

○6番（大森富夫君） ここに載っていますね、土地借り上げ料が載っていますね。この中には、一般質問で取り上げました桜の木、数百本になるかどうか、正確には数えたことはありませんけれども、小川のほうから那珂川越えてそこを見ると、那珂川町の名所としてなってもいい桜になっているんですね。これの管理なんです。これは、今度の説明書にも入っていません。この土地のことでは算定基準の中での一つに含まれていますけれども、桜の管理はどういうふうになっているのかということは何っておきたいと思います。

○議長（大金市美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（坂尾一美君） 桜の管理につきましては、現在も委託料の形で町のほうでやっておりますので、このお示ししました算定基準の中で委託料という項目があると思うんですが、その中に計上しておりますので、引き続き桜の保護ということで見ばえする桜の林をつくるということでやっていると考えております。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 最後に、ぜひそういうことで、桜のてんぐ巢病も含めまして桜の管理というものをきちんとしてもらわないことには、この下刈りも含めて桜の管理をきちんとしてもらわないと、名所が名所でなくなってしまうから、放っておくと桜だって枯れてし

まうという、そういうものになってしまいますから、ぜひこれは万全なものにしていただきたいと。できるならば、桜祭りというようなものをやっても恥ずかしくない本当にいい場所なわけですから、そういう点でもぜひよく生かせるようなものにしていただきたいなということをお願いいたしまして、私の質疑を終わります。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

佐藤信親君。

○4番（佐藤信親君） 3点ちょっとお伺いいたします。

1つは、使用料の算定基準、どのようにして144万を算定したのか。

それと、需用費の修繕費30万、これが計上されておりますが、ゆりがねの湯の算定の中には修繕費というのは含まれていなかったのではないかなというような感じがしますので、この点についてお伺いいたします。

それと、この施設を委託することによって、町はどれだけのメリットがあるのか。逆に業者にとってもメリットのあるような指定管理でなければ私はいけないかなというふうに認識しておりますので、その点についてお伺いいたします。

○議長（大金市美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（坂尾一美君） まず、1点目の使用料の算定144万円ですが、これにつきましては、過去の使用料の平均に、28年度から傷みがひどいバンガローを使用しないような形でやりたいと思いますので、その辺を考慮しまして144万円というものを出しております。

それと、修繕費30万円につきましては、緊急的に行わなくてはならない修繕、そういうものが必ず出てきますので、そこを迅速に対応するためということで、今回30万円以内の修繕料というのを上げてあります。

町のメリットですが、今までですとただ宿泊として人を受け入れ、利用者が来るのを待っていただけなんですけど、今回星さんの計画を見ますと、星さん、そこで独自の自主事業、焼き肉ハウスと小動物の触れ合い園と隣接のホースランドと提携した乗馬関係もするというところで、そういうことで利用人数が上がるというようなことで選定委員会でも見ましたので、その辺をメリットとして見守っていきたいと考えております。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

○4番（佐藤信親君） 使用料については過去の実績等を踏まえて、またあと使用できない施設があるということでそれを考慮したということでもありますけれども、ということはこれは少な目に見てあるということなのか、それについてもう一度お伺いしたいのと、緊急用修繕、



当然これも老朽化しているということでそれは理解できるんですけども、ゆりがねの湯についても、やはり相当老朽化している面もあるので、なぜあのときに修繕費というのは削られていたのかという点と、今の説明では、町にとって、その委託契約をすることによってどれぐらいのメリットが生じるのか、それが聞かされていない。何か今聞いていますと、町はただつくっただけで、利用については何もしていないという感触でこういたわけなんですけれども、やはりそれは行政の怠慢ではないかなというふうな意識に捉えられてしまうので、やはりどれぐらいのメリットがあって指定管理に移行するんだと。ただこれお荷物だから指定管理にするんだという考えではおかしいのではないかなという感じがしますので、その点について再度お伺いいたします。

○議長（大金市美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（坂尾一美君） その使用料ですが、若干は少な目にしております。人気があるバンガローだったものですから、それ5棟分が使用できないということで、その分は若干低目に見ました。

それと修繕関係、ゆりがねの湯との比較ですが、ゆりがねの湯の場合も多分100万円以下は事業者負担ということで最初はやっていますから、算定には100万円修繕費が計上されていたと記憶しております。

それと、町のメリットですが、それをお金に換算するとかこれがこんなふうになるんだというのは、まだはっきりとしたような形ではあらわれなと思います。ただ、星さんと選定委員会の中で、質疑応答などで星さんの取引業者、それと今の役職等、そういうことで、かなりの利用増加につながるのではないかと、それがまた小口地区のにぎわいになるのではないかとというふうを受けております。

それと、あとは町としても、商工観光課が管理する施設が少なくなりますから、今後はその労力分を町へお客さんを引き込む、誘客するようなことに全力を出せるような形になると考えております。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

○4番（佐藤信親君） 何かこの指定管理者にするというのは、ただお荷物だからするというイメージしかないんです。だって今までだって職員が行っていろいろやっていたわけですよ。全面的にやっていたわけではないですよ、片手間にやっていたわけですよ。だから、やはりそれが職員の負担が減ってそれだけの効率が上がると、今そういうふうに言いましたけれども、やはりそういうメリットがあるかデメリットがあるかという観点に立ってこの指

定管理というものを考えていかなければいけないのではないかなど。

もし例えば今課長の言われたような考え方でいけば、町が持っている公共施設は全てどこかに管理してしまったほうが一番職員的には楽なんです。例えば、前にも質問したことがあるかと思うんですが、施設管理公社みたいなものをつくって、そこで集中的な管理をすると。実際この520万出して、町にどれだけのメリットがあるのか。ただ今までこう垂れ流しで使っていたお金がただそっくり民間に行くだけで、職員はその分事務は今度別なほうに回せるよという考え方でやっているのか。やはりある程度これをやることによって財政的にこれだけのメリットがありますと、そういう観点に立ったやっぱり指定管理のあり方でなければおかしいのではないかなというふうに考えますので、その点を最後にお聞きして終わりにしたいと思います。

○議長（大金市美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（坂尾一美君） 今後はその指定管理料520万につきましては、金額で申しますと27年度の決算状況を反映させることと、あとは利用者で節約できるものは節約するというような協議をしまして、28年度の年度協定ということで財政的な支出をより少なくするというようなことでやっていきたいと考えております。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号 那珂川町青少年旅行村「那珂川グリーンヒル」に係る指定管理者の指定については原案のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号及び議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第12、議案第11号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更について、日程第13、議案第12号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更に伴う財産処分についての2議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第11号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更について、議案第12号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更に伴う財産処分について、提案理由の説明を申し上げます。

南那須地区広域行政事務組合では、昭和56年4月に、総合健康管理センター及び准看護学校を開設いたしました。その後、昭和61年ごろから旧烏山町以外での活用がほとんどなかったこと、平成21年度をもって准看護学校が閉校したことなどから、現在では那須烏山市と医師会、那須烏山市社会福祉協議会が活用している状況です。

このようなことから、広域行政の共同処理の中での管理ではなく、那須烏山市に移管することが望ましいとの広域監査委員の指摘もあり、施設の移管について調整を行ってまいりましたが、那須烏山市へ建物を無償譲渡することで協議が整ったところです。

つきましては、議案第11号で広域行政の共同する事務のうち、南那須地区総合健康管理センターの設置及び管理運営に関する事務を削除する規約の変更、議案第12号で当該建物の財産処分を提案するものであります。

なお、一部事務組合の規約の変更については、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、財産処分については同法第289条及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

ご審議の上議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

なお、採決は1件ごとに行います。

議案第11号 南那須地区広域行政事務組合理約の変更については原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 南那須地区広域行政事務組合理約の変更に伴う財産処分については原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（大金市美君） 以上で、今期定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて平成27年第5回那珂川町議会定例会を閉会といたします。

ご起立願います。

ご苦勞さまでした。

閉会 午後 3時08分